

令和6年度（第3回入居申込） 岡山市営住宅入居案内書

【1次募集】 入居募集受付期間等

	窓口受付期間 (窓口での受付は平日のみ)	抽 選 日	入 居 可 能 日
第1回 (終了)	令和6年5月 8日(水) ～5月15日(水)	令和6年 6月 4日(火)	令和6年 8月 1日(木)
第2回 (終了)	令和6年9月 4日(水) ～9月11日(水)	令和6年10月 3日(木)	令和6年12月 1日(日)
第3回	令和7年1月 8日(水) ～1月16日(木)	令和7年 2月 3日(月)	令和7年 4月 1日(火)

(1) 郵送受付について

※今年度より、郵送受付期間を延長し、令和6年12月20日(金)から開始します。

郵送するもの

- ①「市営住宅入居申込書」
- ②「セルフチェックシート」

郵送申込問い合わせ先（東区役所3階 市営住宅 窓口）
TEL 086-206-5401（平日午前9時～午後5時）

○令和6年12月20日（金）～1月20日（月）到着分 ※1月16日（木）消印有効

(2) 窓口受付について

受 付 時 間 午前9時～午後5時（平日のみ）

受 付 場 所 岡山市営住宅管理センター・各区役所市営住宅窓口

※土曜・日曜・祝日は、窓口での受付は行いませんので、郵送受付をご活用ください。

○窓口へは、申込者本人又は、入居する家族（未成年者不可）の方が来所してください。

○1次募集で応募のなかった住宅は、2次募集を行います。（詳細次ページ）

【問い合わせ先】

岡山市営住宅管理センター

〒700-0904 岡山市北区柳町二丁目6番25号 朝日生命岡山柳町ビル2階

TEL 086-206-5560 FAX 086-226-8123

岡山市営住宅管理センターホームページ <https://okayama-shiei.com/>

岡山市都市整備局住宅・建築部住宅課ホームページ（市営住宅）<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000016917.html>

✂ 切り取り線

【郵送先】

〒700-0904

岡山市北区柳町二丁目6番25号 朝日生命岡山柳町ビル2階

岡山市営住宅管理センター 郵送受付窓口 宛

※（切り取ってご活用ください）

(2 次募集は郵送での申込は受付不可)

【2次募集】 入居募集期間等

	窓 口 受 付 期 間 (平日のみ)	入 居 可 能 日
第1回(終了)	令和6年 6月 5日(水)～ 6月11日(火)	令和6年 8月 1日 (木)
第2回(終了)	令和6年10月 4日(金)～10月10日(木)	令和6年12月 1日 (日)
第3回	令和7年 2月 4日(火)～ 2月10日(月)	令和7年 4月 1日 (火)

(1) 受 付 時 間 午前9時～午後5時

※初日のみ、受付順を決定するための抽選を行います。

①整理番号の配布 (午前8時30分～午前9時)

②受付順の抽選 (午前9時～)

受付順は、整理番号の順番ではなく、抽選にて決定いたします。

午前8時30分より前に来られても整理番号はお渡しできません。

(2) 受 付 場 所 岡山市営住宅管理センター

各区役所 市営住宅窓口

※土曜・日曜・祝日の受付は行いません

○申込受付時点で、当該住宅の募集は終了となります(抽選、優遇措置はありません)。

○申込される住宅の所在地に関係なく、どの受付場所でも申込できます。

○2次募集では、1次募集で申込のない住宅の入居者を募集します。

※募集住宅は、1次募集の受付終了後、1月下旬に窓口やホームページで発表予定です。

○2次募集に申込された時点で、1次募集の繰上当選資格を失います。

○原則、申込者本人又は、入居する家族(未成年者不可)の方がご来所ください。

※特段の事情がある方はあらかじめご相談ください。

前回の申込者数 ※来所される際のご参考にしてください。

◆前回1次募集各窓口申込者数

受付場所	人数
南区	73
北区	97
中区	65
東区	16
センター	61
郵送	88
計	400

◆前回2次募集各窓口申込者数

受付場所	人数
南区	4
北区	2
中区	5
東区	3
センター	0
計	14

申込全般についての注意事項(1次募集・2次募集共通)

- 本書を最後までよく読んで、申込資格・入居申込要件(26～30ページ)や申込にあたっての注意事項(31～32ページ)等を確認してお申込ください。
- 「市営住宅入居申込書(47ページ)」と一緒に「セルフチェックシート(49ページ)」を提出してください。
- 入居資格を満たしていない場合等には、当選しても失格となります。 本書を確認してから、市営住宅入居申込書を記入してください。
- 優遇対象でなかった場合や、申込不可能な住宅に申込まれていた場合等、「市営住宅入居申込書(47ページ)」や「セルフチェックシート(49ページ)」の記入に不備があった場合には、当選しても失格となります。
- 「市営住宅入居申込書」に記入された住所に、抽選ハガキや当選後の書類を送付します。
- 提出された書類等は一切返還できません。
- 入居募集期間最終日に申込内容の変更を希望される場合は、本人又は入居する家族(未成年者不可)の方が、岡山市営住宅管理センターへ来所してください。

窓口受付における注意事項(1次募集・2次募集共通)

- 申込書は、申込内容を確認する必要がありますので、来所される場合は、原則本人又は入居する家族(未成年者不可)の方が持参してください。
※特段の事情がある方は、事前にご相談ください。
- 窓口の来所状況によってはお待たせする場合がございますので、時間に余裕を持ってお越しください。
- 募集受付期間以外は受付できません。

郵送受付における注意事項(1次募集のみ)

- 「市営住宅入居申込書(47ページ)」記入後に、「セルフチェックシート(49ページ)」で再度記入に誤りがないか、よく確認してから郵送してください。
- 郵送料はご負担ください。郵送料が不足している申込は、無効となります。
- 郵送後、電話による書類の補正はできません。補正する場合は来所して頂くことになります。
- 郵便事故等を避けるため、できるだけ書留、特定記録等をご利用いただき、1月16日(木)までに電話連絡(086-206-5560)にて書類の到着を確認してください。宅配便・メール便の申込等は無効となります。また、郵便事故等のトラブルによる救済措置はありません。
- 郵便法改正に伴うサービスの見直し(土曜日配達休止)により、郵便物配達日数が繰り下げになっています。申込書を郵送する際は、日数に余裕をもって投函してください。有効消印でない申込、1月21日(火)以降に到着した申込は無効となります。

目 次

1. 令和 6 年度第 3 回入居募集	ページ
（１）募集団地一覧（１次募集）	 2
（２）募集団地の施設等概要	 4
（３）団地間取り図（一例）	 6
（４）募集団地の家賃	 16
（５）団地所在図	 19
 2. 申込について	
（１）申込から入居まで	 25
（２）申込資格	 26
（３）申込にあたっての注意事項	 31
 3. 入居等について	
（１）抽選会について（１次募集のみ）	 33
（２）資格審査及び入居手続	 34
（３）政令月収額について	 37
（４）入居説明会について	 41
（５）入居後の注意事項	 42
 4. 市営住宅入居申込書等	
□ 市営住宅入居申込書（記入例）	 45
□ セルフチェックシート（記入例）	 46
□ 市営住宅入居申込書	 47
□ アンケート	 48
□ セルフチェックシート	 49

1.令和6年度 第3回入居募集



岡山市営住宅管理センター

1.令和6年度 第3回入居募集

(1)募集团地一覧(1次募集)

(シルバーハウジング)

管轄区	区分	団地名	番館 (号棟)	号	間取	階別	単身入居	一般単身 入居	備考
南区	(1)	西市	9	103	2DK	1F	可能	×	エレベーター有
	(2)	芳田	2	410	2DK	4F	可能	×	エレベーター有

(下肢障害者向住宅)

管轄区	区分	団地名	番館 (号棟)	号	間取	階別	単身入居	一般単身 入居	備考
北区	(3)	津高	C301	2	3DK	1F	可能	×	

(一般住宅)

管轄区	区分	団地名	番館 (号棟)	号	間取り	階別	単身入居	一般単身 入居	備考
南区	(4)	当新田	7	4	2DK	簡二	可能	×	
	(5)	当新田	12	5	2DK	簡平	可能	×	
	(6)	当新田	16	4	2DK	簡二	可能	×	
	(7)	当新田	19	2	2DK	簡二	可能	×	
	(8)	当新田	20	5	2DK	簡二	可能	×	
	(9)	当新田	40	10	2DK	2F	可能	×	
	(10)	当新田	40	14	2DK	1F	可能	×	
	(11)	当新田	42	15	2DK	2F	可能	×	
	(12)	西市	4	101	3DK	1F	×	×	
	(13)	西市	4	406	3DK	4F	×	×	
	(14)	西市	8	403	3DK	4F	×	×	
	(15)	西市	9	102	3DK	1F	×	×	エレベーター有
	(16)	西市	11	105	3DK	1F	×	×	エレベーター有
北区	(17)	芳田	1	801	3DK	8F	×	×	エレベーター有
	(18)	北長瀬みずほ		310	1K	3F	可能	×	エレベーター有
	(19)	北長瀬みずほ		507	2DK	5F	可能	×	エレベーター有
	(20)	北長瀬みずほ		1111	1DK	11F	可能	×	エレベーター有
	(21)	津島北斗住座	14	5	3DK	低耐	×	×	
	(22)	青江	1	202	3DK	2F	×	×	
	(23)	葵	2	2	3DK	簡二	可能	×	
	(24)	富原A	A1	2	3DK	簡二	可能	可能	簡易水洗
	(25)	富原A	A4	1	3DK	簡二	可能	可能	簡易水洗
中区	(26)	富原C	C5	2	3DK	簡二	可能	可能	簡易水洗
	(27)	さくら住座	1	306	1DK	3F	可能	×	エレベーター有
	(28)	さくら住座	1	308	1K	3F	可能	×	エレベーター有
	(29)	さくら住座	2	502	2DK	5F	可能	×	エレベーター有
	(30)	さくら住座	2	1005	1DK	10F	可能	×	エレベーター有
	(31)	平井	1	201	3DK	2F	×	×	
	(32)	平井	3	401	3DK	4F	可能	×	
	(33)	平井	5	401	3DK	4F	×	×	
	(34)	平井	11	201	3DK	2F	×	×	
	(35)	平井	11	304	3DK	3F	×	×	
	(36)	花園	5-18	203	3DK	2F	×	×	
	(37)	花園	5-20	301	3DK	3F	×	×	
	(38)	東ヶ丘	C204	7	2DK	簡二	可能	×	
	(39)	東ヶ丘	C209	7	2DK	簡二	可能	可能	風呂釜
	(40)	東ヶ丘	C212	1	2DK	簡二	可能	×	
	(41)	東ヶ丘	C213	5	2DK	簡二	可能	可能	
	(42)	東ヶ丘	C214	5	2DK	簡二	可能	×	
	(43)	東ヶ丘	C215	4	2DK	簡二	可能	×	
	(44)	東ヶ丘	C503	8	3DK	4F	可能	×	
	(45)	東ヶ丘	C511	10	3DK	5F	可能	可能	
	(46)	東ヶ丘	C513	6	3DK	3F	可能	×	
	(47)	東ヶ丘	D205	1	2DK	簡二	可能	可能	風呂釜
	(48)	湊	C305	9	3DK	2F	×	×	
	(49)	湊	D303	2	3DK	1F	×	×	
	(50)	国富		301	3DK	3F	可能	×	
	(51)	国富		302	3DK	3F	×	×	
	(52)	浜C		201	3DK	2F	×	×	
	(53)	東岡山D	D301	12	3DK	3F	×	×	

管轄区	区分	団地名	番館 (号棟)	号	間取り	階別	単身入居	一般単身 入居	備考
中区	(54)	東岡山D	D302	12	3DK	3F	×	×	
	(55)	東岡山B	1	204	3DK	2F	×	×	
	(56)	東岡山B	2	104	3DK	1F	×	×	
東区	(57)	西大寺浜	2	301	3DK	3F	×	×	
	(58)	西大寺浜	3	103	3DK	1F	×	×	
	(59)	西大寺浜	3	403	3DK	4F	可能	×	
	(60)	神崎	2	406	3DK	4F	×	×	エレベーター有
	(61)	山田西	1	202	3DK	2F	×	×	
	(62)	山田B		302	3DK	3F	可能	可能	
	(63)	久保東		102	3DK	低二	可能	可能	
	(64)	久保A		201	3DK	2F	×	×	
	(65)	久保C		301	3DK	3F	×	×	
	(66)	宿毛東		201	3DK	2F	可能	×	
	(67)	宿毛東		202	3DK	2F	可能	可能	
	(68)	宿毛東		302	3DK	3F	可能	可能	
	(69)	宿毛南		104	3DK	1F	可能	可能	
	(70)	宿毛南		202	3DK	2F	可能	可能	
	(71)	宿毛南		301	3DK	3F	可能	可能	
	(72)	宿毛南		302	3DK	3F	可能	可能	
	(73)	宿毛南		303	3DK	3F	可能	可能	
	(74)	宿毛南		304	3DK	3F	可能	可能	
	(75)	宿毛南		305	3DK	3F	可能	可能	
	(76)	瀬戸	2	202	3DK	2F	可能	×	
	(77)	瀬戸	2	204	3DK	2F	可能	×	
	(78)	瀬戸	2	302	3DK	3F	×	×	
	(79)	瀬戸江西	2	204	3DK	2F	×	×	
	(80)	瀬戸江西	2	304	3DK	3F	×	×	

- (注)
- ・高島市営住宅は、建替の基本構想を策定するため、令和5年度から募集を停止しています。
 - ・単身入居、一般単身入居が可能な住宅の規格は、原則2DK又は50㎡以下の住宅です。
 - ・直近の1次募集で、応募がなかった住戸は、次回1次募集時に単身入居可能に要件を緩和しています。
上記の1次募集において、応募がなかった住戸は、次回1次募集時に一般単身入居可能に要件を緩和します。
 - ・直近の1次募集で、応募がなかった下肢障害者向住宅は、次回1次募集時に入居申込要件を緩和しています。(30ページ参照)
今回は、区分(3)が要件緩和の対象です。
 - ・備考欄に風呂釜と記載のない住戸は、シャワー付きの住戸です。
 - ・世帯構成と入居できる市営住宅については、44ページをご確認ください。
 - ・階別欄の略号 簡平:簡易耐火構造平家建 簡二:簡易耐火構造二階建 低二:低層耐火構造二階建
 - ・住戸の内装や設備等は、生活に支障がない範囲の修繕(ハウスクリーニング含む)を行っています。
新築の住宅とは異なりますので、ご了承ください。
 - ・入居予定日前に住戸内を見ることはできません。
 - ・土砂災害警戒区域内及び土砂災害特別警戒区域内に位置する団地について
次の団地については「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」
に基づく区域が含まれていますので、市が発行するハザードマップなどにより詳細をご確認ください。
【団地の一部が土砂災害警戒区域に含まれる】
東谷市営住宅、東ヶ丘市営住宅、山田B市営住宅、瀬戸市営住宅
【団地の一部が土砂災害特別警戒区域に含まれる】
東谷市営住宅、東ヶ丘市営住宅
 - ・各市営住宅の災害に関する情報は岡山市のホームページ
<https://www.city.okayama.jp/kurashi/category/1-2-1-0-0-0-0-0-0-0.html> を参照してください。
または、「岡山市__ハザードマップ」で検索してください。
- ※ 事故住宅(今回の募集団地では該当なし)

(2)募集団地の施設等概要

《シルバーハウジング》※別途申込要件あり(30ページ参照)

住 宅 名	区 分	所 在 地	間取り	構 造	EV	竣工 年度
西市	(1)	南区西市	2DK	高耐7階建	有	H08
芳田	(2)	南区新保	2DK	高耐8階建	有	H09

《下肢障害者向住宅》

住 宅 名	区 分	所 在 地	間取り	構 造	EV	竣工 年度
津高	(3)	北区津高	3DK	中耐3階建	なし	S55

《一般住宅》

住 宅 名	区 分	所 在 地	間取り	構 造	EV	竣工 年度
当新田	(4),(6)～(8)	南区芳泉一丁目	2DK	簡耐2階建	なし	S33～S35
当新田	(5)	南区芳泉一丁目	2DK	簡耐平家建	なし	S43
当新田	(9)～(11)	南区芳泉一丁目	2DK	中耐3階建	なし	S37,S38
西市	(12),(13)	南区新保	3DK	中耐5階建	なし	H05
西市	(14)	南区万倍	3DK	中耐4階建	なし	H06
西市	(15)	南区西市	3DK	高耐7階建	有	H08
西市	(16)	南区万倍	3DK	高耐6階建	有	H07
芳田	(17)	南区新保	3DK	高耐8階建	有	H09
北長瀬みずほ	(18)	北区野田四丁目	1K	高耐14階建	有	R02
北長瀬みずほ	(19)	北区野田四丁目	2DK	高耐14階建	有	R02
北長瀬みずほ	(20)	北区野田四丁目	1DK	高耐14階建	有	R02
津島北斗住座	(21)	北区津島福居二丁目	3DK	簡耐2階建	なし	H02
青江	(22)	北区青江三丁目	3DK	中耐5階建	なし	S61
葵	(23)	北区葵町	3DK	簡耐2階建	なし	S51
富原A	(24),(25)	北区富原	3DK	簡耐2階建	なし	S61
富原C	(26)	北区富原	3DK	簡耐2階建	なし	S58
さくら住座	(27),(30)	中区さくら住座	1DK	高耐12階建	有	H26,H29
さくら住座	(28)	中区さくら住座	1K	高耐12階建	有	H26
さくら住座	(29)	中区さくら住座	2DK	高耐12階建	有	H29
平井	(31)～(33)	中区平井三丁目	3DK	中耐4階建	なし	S63
平井	(34),(35)	中区平井四丁目	3DK	中耐3階建	なし	H01
花園	(36),(37)	中区東山四丁目	3DK	中耐3階建	なし	S59,S60
東ヶ丘	(38)～(43),(47)	中区四御神	2DK	簡耐2階建	なし	S46～S48
東ヶ丘	(44)～(46)	中区四御神	3DK	中耐5階建	なし	S46,S49
湊	(48),(49)	中区湊	3DK	中耐3階建	なし	S52
国富	(50),(51)	中区国富	3DK	中耐4階建	なし	S62
浜C	(52)	中区浜一丁目	3DK	低耐2階建	なし	H08
東岡山D	(53),(54)	中区神下	3DK	中耐3階建	なし	S52
東岡山B	(55),(56)	中区神下	3DK	中耐3階建	なし	S61,H02
西大寺浜	(57)	東区西大寺浜	3DK	中耐3階建	なし	H05
西大寺浜	(58),(59)	東区西大寺浜	3DK	中耐4階建	なし	H04
神崎	(60)	東区神崎町	3DK	中耐5階建	有	H11
山田西	(61)	東区久保	3DK	低耐2階建	なし	H06
山田B	(62)	東区富崎	3DK	中耐4階建	なし	H01
久保東	(63)	東区久保	3DK	低耐2階建	なし	H09
久保A	(64)	東区久保	3DK	中耐3階建	なし	H01
久保C	(65)	東区河本町	3DK	中耐3階建	なし	H06
宿毛東	(66)～(68)	東区宿毛	3DK	中耐3階建	なし	H06
宿毛南	(69)～(75)	東区宿毛	3DK	中耐3階建	なし	H04
瀬戸	(76)～(78)	東区瀬戸町下	3DK	中耐3階建	なし	S55
瀬戸江西	(79),(80)	東区瀬戸町下	3DK	中耐3階建	なし	S62

ガス	網戸 ※1	駐車場 ※2	南庭	小学校区	中学校区	備考	住宅名
都市ガス	なし	有	なし	芳明小	芳田中		西市
都市ガス	なし	有	なし	芳田小	芳田中		芳田

※1
網戸について
「なし」の住宅
は、入居者の
方がご自身で
網戸等を設置
してください。

ガス	網戸 ※1	駐車場 ※2	南庭	小学校区	中学校区	備考	住宅名
LP	なし	有	なし	横井小	香和中	要件緩和	津高

ガス	網戸 ※1	駐車場 ※2	南庭	小学校区	中学校区	備考	住宅名
都市ガス	なし	なし	有	芳泉小	芳泉中		当新田
都市ガス	なし	なし	有	芳泉小	芳泉中		当新田
都市ガス	なし	有	なし	芳泉小	芳泉中		当新田
都市ガス	なし	有	なし	芳明小	芳田中		西市
都市ガス	なし	有	なし	芳明小	芳田中		西市
都市ガス	なし	有	なし	芳明小	芳田中		西市
都市ガス	なし	有	なし	芳明小	芳田中		西市
都市ガス	なし	有	なし	芳田小	芳田中		芳田
都市ガス	有	有	なし	大元小	桑田中		北長瀬みずほ
都市ガス	有	有	なし	大元小	桑田中		北長瀬みずほ
都市ガス	有	有	なし	大元小	桑田中		北長瀬みずほ
都市ガス	有	有	なし	津島小	京山中		津島北斗住座
都市ガス	なし	なし	なし	岡南小	岡輝中		青江
都市ガス	有	なし	有	三門小	石井中		葵
LP	有	なし	有	横井小	香和中	簡易水洗便所	富原A
LP	有	なし	有	横井小	香和中	簡易水洗便所	富原C
都市ガス	有	有	なし	旭東小	東山中		さくら住座
都市ガス	有	有	なし	旭東小	東山中		さくら住座
都市ガス	有	有	なし	旭東小	東山中		さくら住座
都市ガス	なし	有	なし	平井小	東山中		平井
都市ガス	なし	有	なし	平井小	東山中		平井
都市ガス	なし	なし	なし	旭東小	東山中		花園
都市ガス	なし	なし	有	竜之口小	竜操中		東ヶ丘
都市ガス	なし	なし	なし	竜之口小	竜操中		東ヶ丘
都市ガス	なし	なし	なし	旭操小	操南中		湊
都市ガス	有	なし	なし	三敷小	操山中		国富
都市ガス	有	有	なし	宇野小	操山中		浜C
都市ガス	有	なし	なし	財田小	竜操中		東岡山D
都市ガス	有	なし	なし	財田小	竜操中		東岡山B
LP	なし	なし	なし	豊小	西大寺中		西大寺浜
LP	なし	なし	なし	豊小	西大寺中		西大寺浜
LP	有	有	なし	山南学園	山南学園		神崎
LP	有	なし	なし	雄神小	西大寺中		山田西
LP	有	なし	なし	雄神小	西大寺中		山田B
LP	有	なし	有	雄神小	西大寺中		久保東
LP	有	なし	なし	雄神小	西大寺中		久保A
LP	有	なし	なし	雄神小	西大寺中		久保C
LP	有	なし	なし	山南学園	山南学園		宿毛東
LP	有	なし	なし	山南学園	山南学園		宿毛南
LP	有	有	なし	江西小	瀬戸中		瀬戸
LP	有	有	なし	江西小	瀬戸中		瀬戸江西

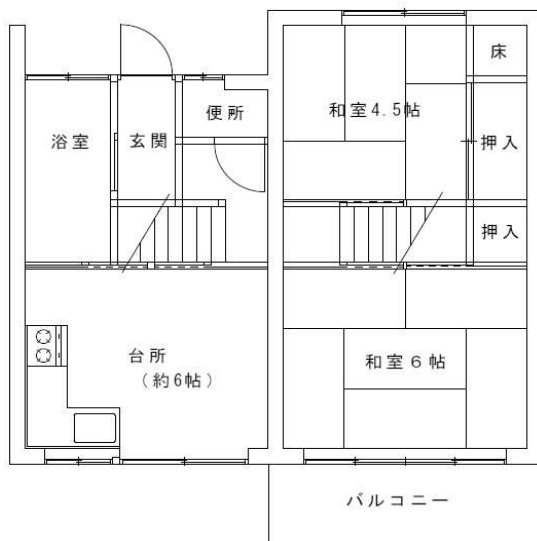
駐車場につい
て「有」の住宅
は、1世帯につ
き1台は有料
2台目につい
ては応相談

(3) 団地間取り図(一例)

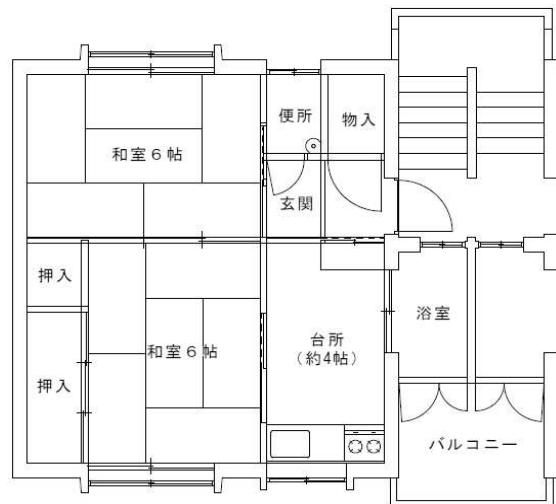
各団地の一例を掲載していますので、参考にしてください。

掲載している間取りは、必ずしも募集しているお部屋の間取りではない場合があります。

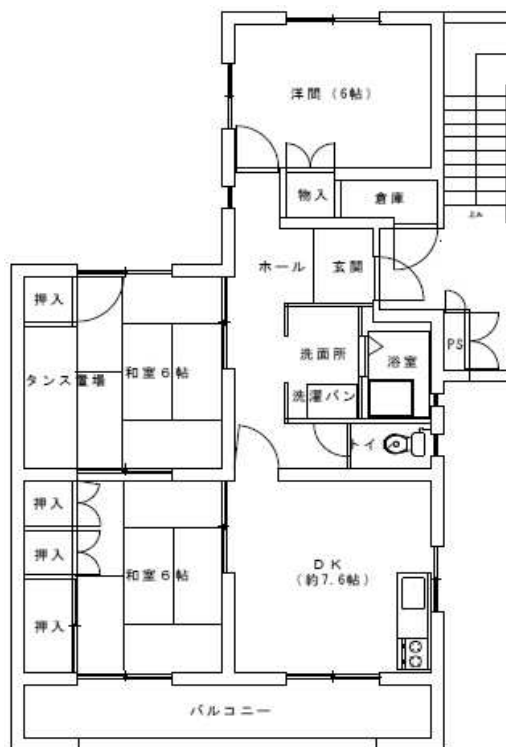
当新田市営住宅（2DK 簡二タイプ）



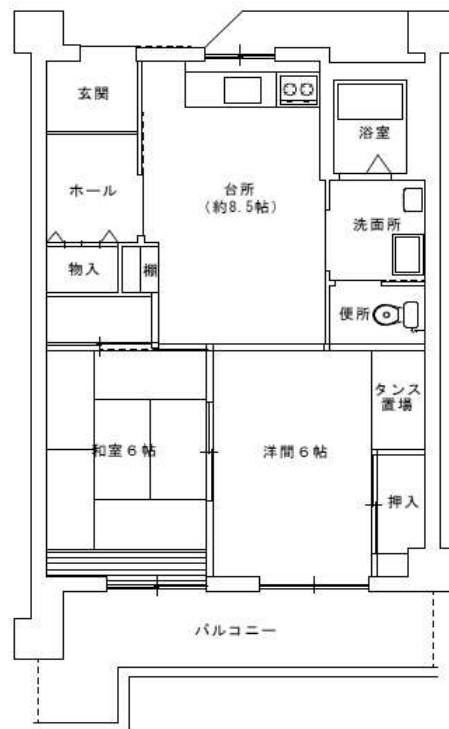
当新田市営住宅（2DK中耐タイプ）



西海市営住宅（3DKタイプ）

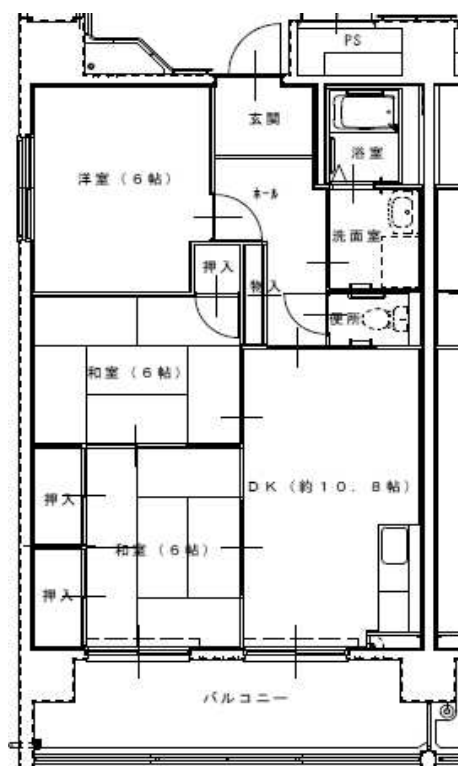


西海市営住宅（シルバーハウジング）

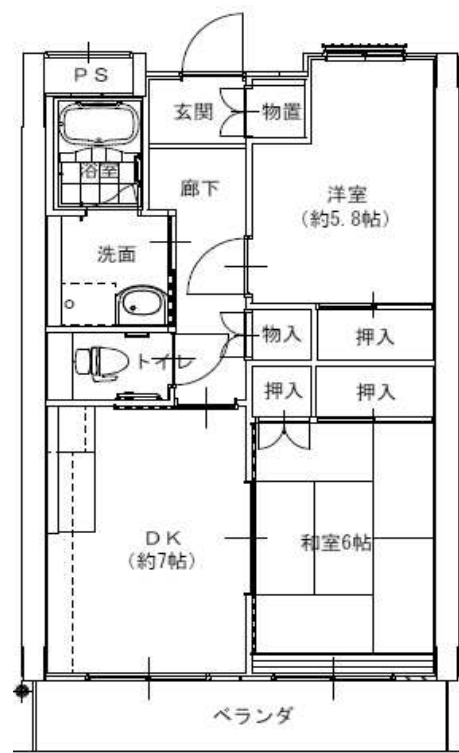


各団地の一例を掲載していますので、参考にしてください。
掲載している間取りは、必ずしも募集しているお部屋の間取りではない場合があります。

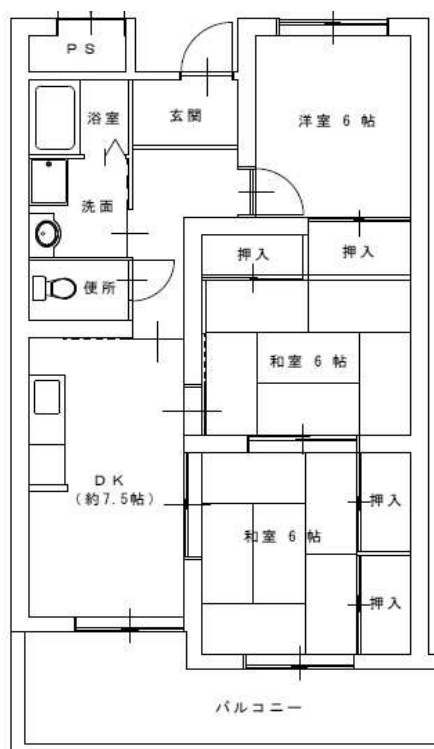
芳田市営住宅（3DKタイプ）



福浜市営住宅（2DKタイプ）



住田市営住宅（3DKタイプ）



各団地の一例を掲載していますので、参考にしてください。
掲載している間取りは、必ずしも募集しているお部屋の間取りではない場合があります。

北長瀬みずほ住座（3DKタイプ）



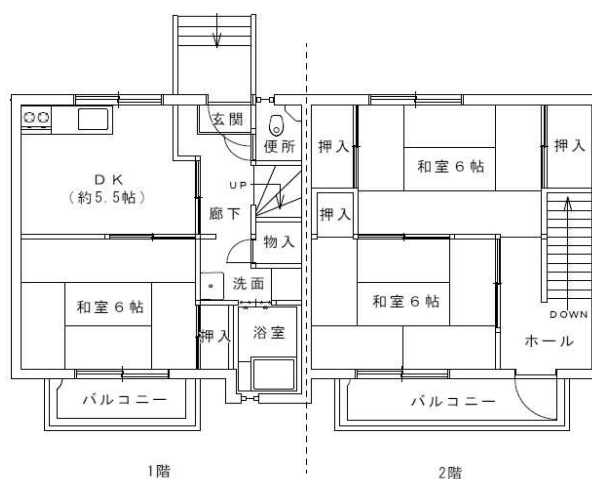
北長瀬みずほ住座（下肢住宅2DK）



いわい・津高市営住宅（3DKタイプ）

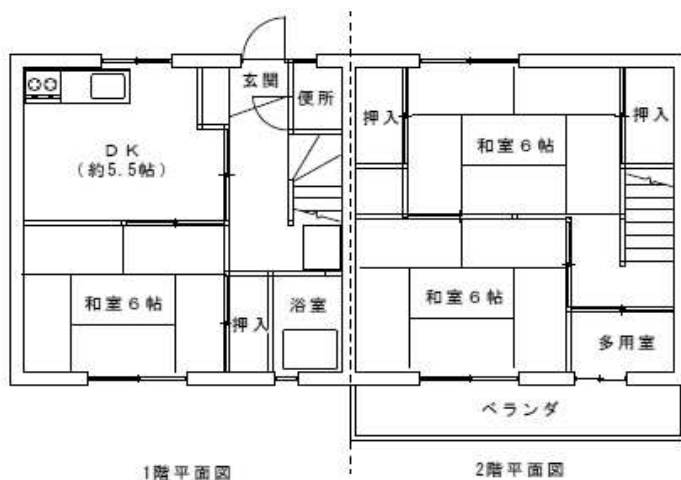


津島北斗住座（3DK 簡ニタイプ）



各団地の一例を掲載していますので、参考にしてください。
掲載している間取りは、必ずしも募集しているお部屋の間取りではない場合があります。

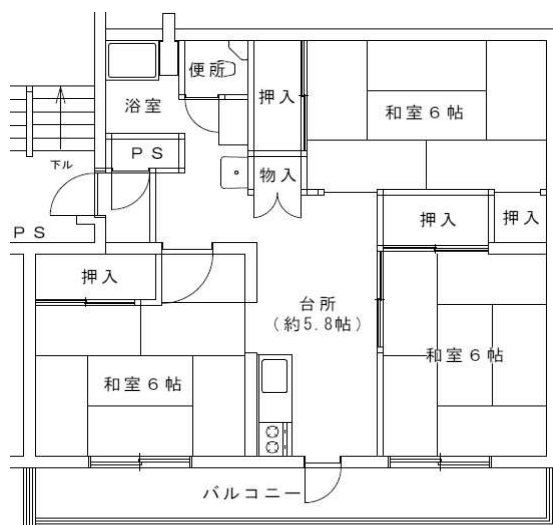
岡西市営住宅（3DK 簡二タイプ）



岡西市営住宅（3DK 中耐タイプ）



青江市営住宅（3DKタイプ）



石井谷市営住宅（3DKタイプ）

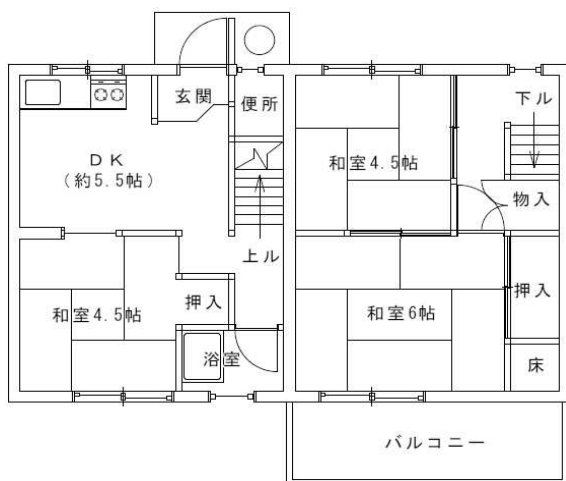


各団地の一例を掲載していますので、参考にしてください。

掲載している間取りは、必ずしも募集しているお部屋の間取りではない場合があります。

葵・いぶき市営住宅（3DK 簡二タイプ） 東谷市営住宅（3DKタイプ）

大井市営住宅



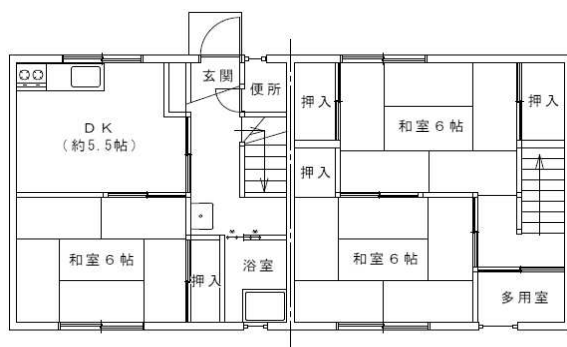
1F 平面図

2F 平面図



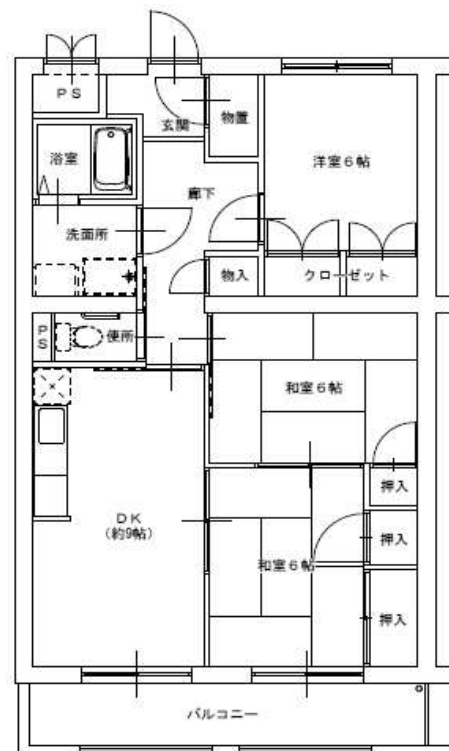
富原A市営住宅（3DK 簡二タイプ）

吉備市営住宅（3DKタイプ）

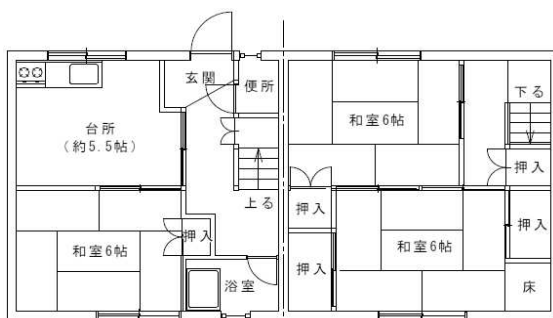


1階平面図

2階平面図



富原B・富原C市営住宅
（3DK 簡二タイプ）



1F 平面図

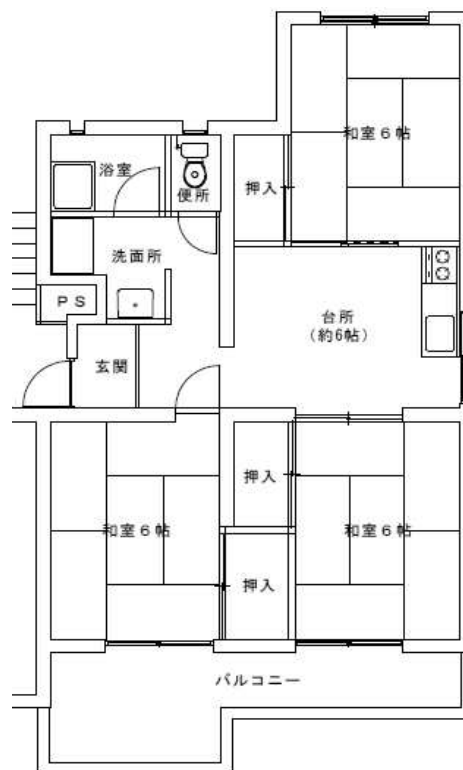
2F 平面図

各団地の一例を掲載していますので、参考にしてください。
掲載している間取りは、必ずしも募集しているお部屋の間取りではない場合があります。

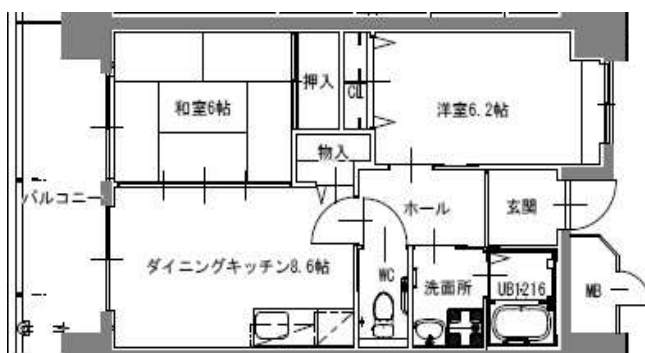
さくら住座（3DKタイプ）



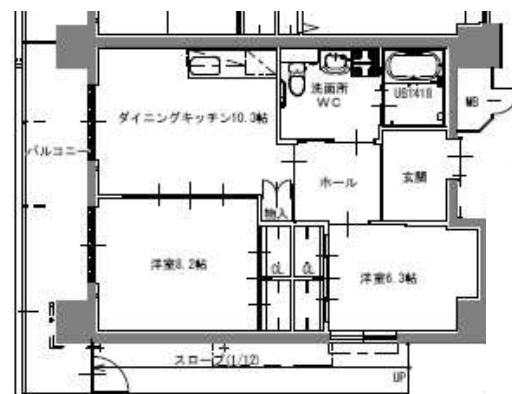
平井市営住宅（3DKタイプ）



さくら住座（2DKタイプ）

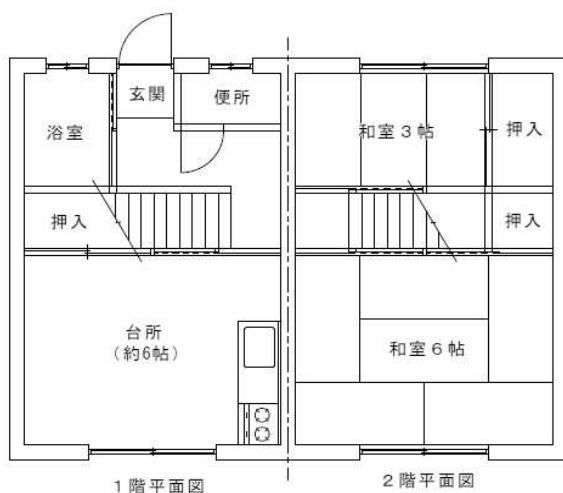


さくら住座（下肢住宅2DK）

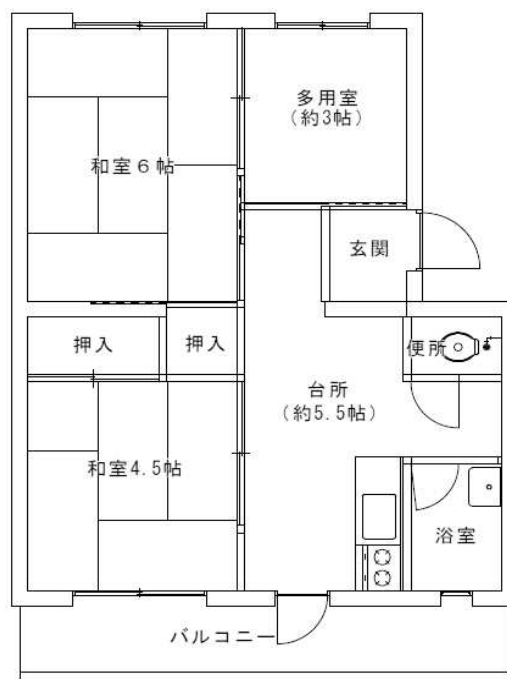


各団地の一例を掲載していますので、参考にしてください。
掲載している間取りは、必ずしも募集しているお部屋の間取りではない場合があります。

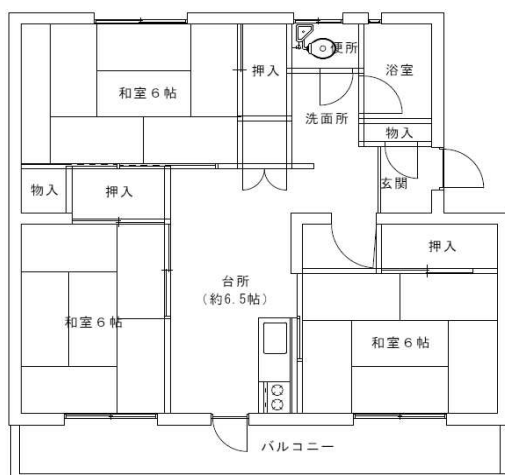
東ヶ丘市営住宅（2DK 簡二タイプ）



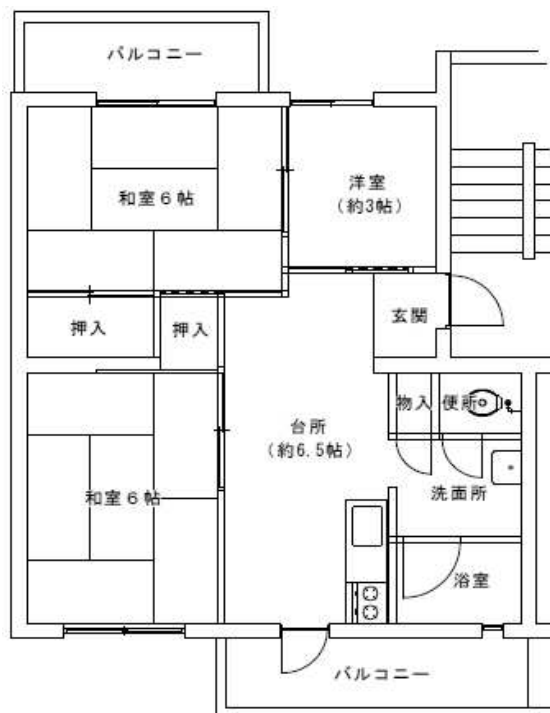
東ヶ丘市営住宅（3DK 中耐タイプ）



花園・海吉市営住宅（3DKタイプ）
東岡山B市営住宅



湊市営住宅（3DKタイプ）



各団地の一例を掲載していますので、参考にしてください。

掲載している間取りは、必ずしも募集しているお部屋の間取りではない場合があります。

国富・東岡山A市営住宅（3DKタイプ）

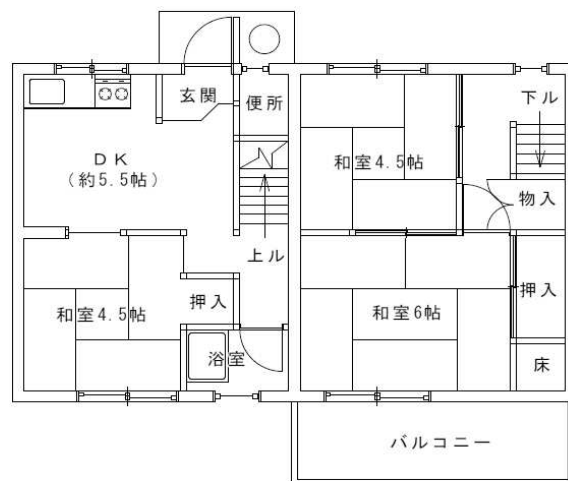
住吉A・浜A・浜C市営住宅

乙多見D市営住宅



住吉B市営住宅（3DK 簡二タイプ）

浜E・浜F・浜G市営住宅



1F平面図

2F平面図

住吉改良住宅（3DK 簡二タイプ）



1F平面図

2F平面図

乙多見C・宮の里市営住宅

（3DK 簡二タイプ）



1階平面図

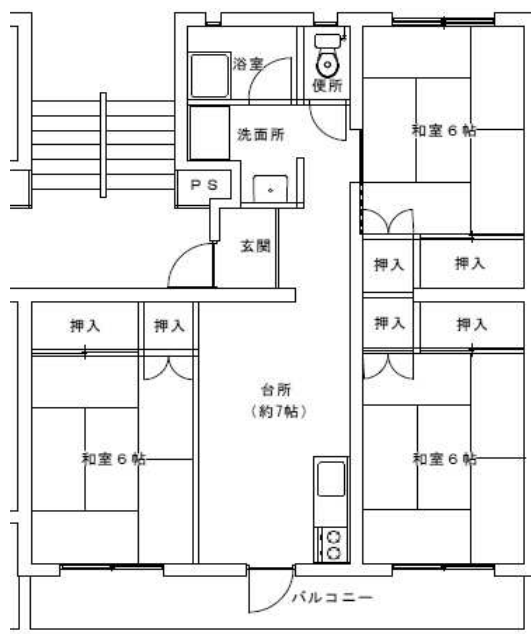
2階平面図

各団地の一例を掲載していますので、参考にしてください。
掲載している間取りは、必ずしも募集しているお部屋の間取りではない場合があります。

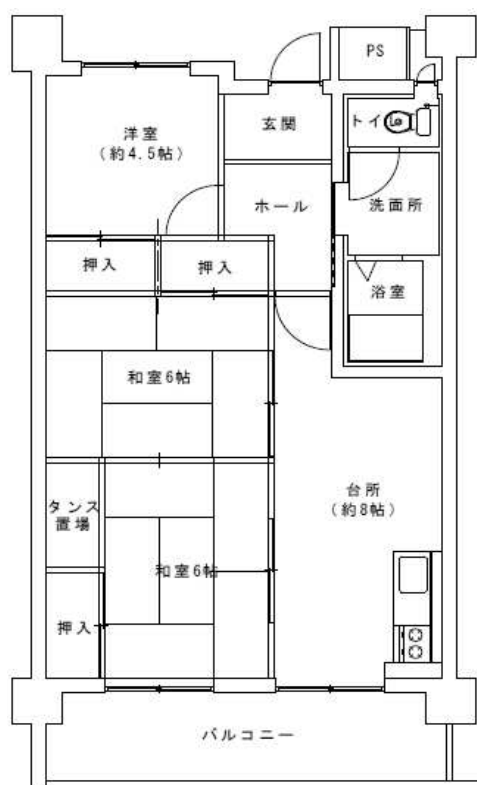
新堀市営住宅（3DKタイプ）



西大寺浜市営住宅（3DKタイプ）



神崎市営住宅（3DKタイプ）

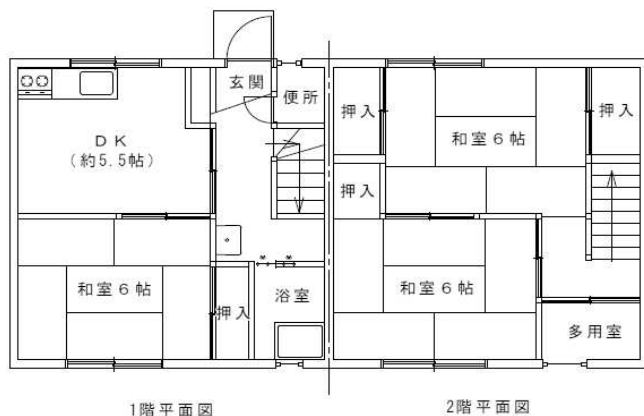


山田西・山田B市営住宅（3DKタイプ）
久保A・久保C・宿毛東・宿毛南市営住宅

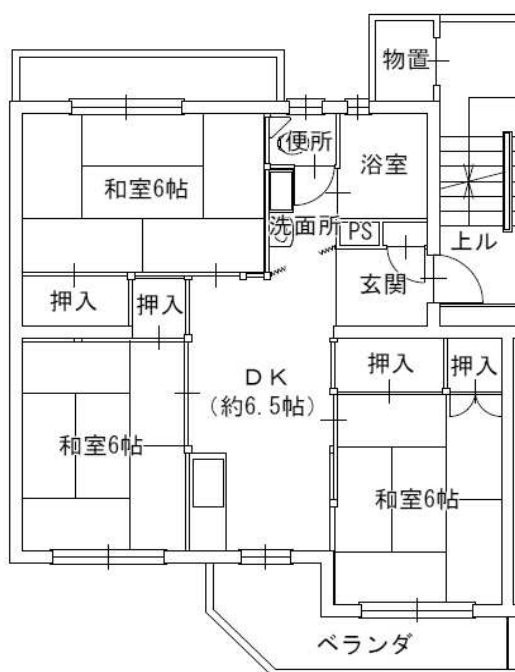


各団地の一例を掲載していますので、参考にしてください。
掲載している間取りは、必ずしも募集しているお部屋の間取りではない場合があります。

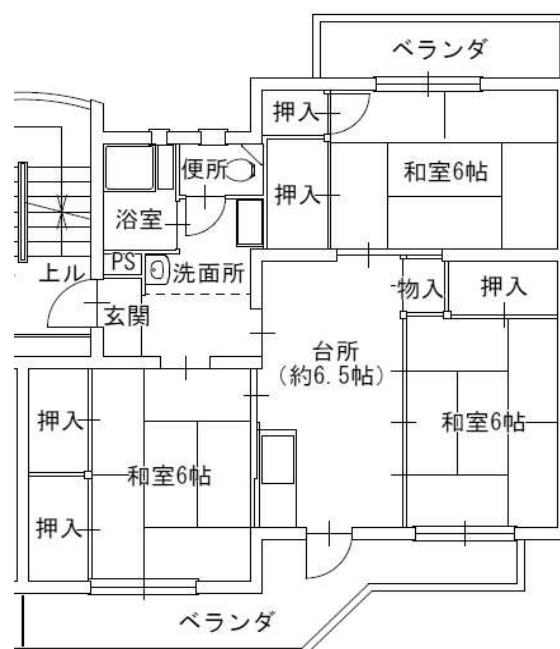
久保東市営住宅（3DK 簡二タイプ）



瀬戸市営住宅（3DKタイプ）



瀬戸江西市営住宅（3DKタイプ）



(4)募集団地の家賃

家賃は、入居者の方の収入や住宅の立地条件・広さ・築年数・設備等の利便性に応じて決定し、毎年度見直すこととなります。そのため入居者の収入が多いほど、また新しく広い住宅ほど家賃は高くなります。

※ 政令月収額とは、世帯全員の年間総所得金額の合計から控除金額の合計を引いたものを12で割った金額をいいます。詳しい計算方法については37～40ページを参照してください。

※ 掲載している金額は、必ずしも実際の金額ではない場合があります。

政令月収額別家賃表

《シルバーハウジング》

住宅名 間取り	区分	家賃(円)					
		高齢者・障害者等の世帯					
		政令月収 0 ～ 104,000	104,001 ～ 123,000	123,001 ～ 139,000	139,001 ～ 158,000	158,001 ～ 186,000	186,001 ～ 214,000
西市 2DK	(1)	21,900	25,300	28,900	32,600	37,200	43,000
芳田 2DK	(2)	22,300	25,800	29,500	33,200	38,000	43,800

《下肢障害者向住宅》

住宅名 間取り	区分	家賃(円)						
		子育て世帯						
		高齢者・障害者等の世帯						
		政令月収 0 ～ 104,000	104,001 ～ 123,000	123,001 ～ 139,000	139,001 ～ 158,000	158,001 ～ 186,000	186,001 ～ 214,000	214,001 ～ 259,000
津高 3DK	(3)	17,900	20,600	23,600	26,600	30,400	35,100	41,100

《一般住宅》

住宅名 間取り	区分	家賃(円)						
		子育て世帯						
		高齢者・障害者等の世帯						
		一般の世帯						
		政令月収 0 ～ 104,000	104,001 ～ 123,000	123,001 ～ 139,000	139,001 ～ 158,000	158,001 ～ 186,000	186,001 ～ 214,000	214,001 ～ 259,000
当新田 2DK	(4)	8,500	9,800	11,200	12,700	14,500	16,700	18,200
当新田 2DK	(5)	6,400	7,300	8,400	9,500	10,800	12,500	14,700
当新田 2DK	(6), (7)	7,900	9,100	10,400	11,800	13,400	15,500	17,900
当新田 2DK	(8)	7,700	8,900	10,200	11,500	13,100	15,200	17,700
当新田 2DK	(9)	7,100	8,200	9,400	10,600	12,100	13,900	16,300
当新田 2DK	(10)	7,600	8,700	10,000	11,300	12,900	14,900	17,500
当新田 2DK	(11)	7,200	8,400	9,600	10,800	12,300	14,300	16,700
西市 3DK	(12)	25,900	29,900	34,100	38,500	44,000	50,800	59,500
西市 3DK	(13)	24,700	28,500	32,600	36,800	42,000	48,500	56,700

《一般住宅》

住宅名 間取り	区分	家賃 (円)						
		子育て世帯						
		高 齢 者 ・ 障 害 者 等 の 世 帯						
		一 般 の 世 帯						
		政 令 月 収	0 ～ 104,000	104,001 ～ 123,000	123,001 ～ 139,000	139,001 ～ 158,000	158,001 ～ 186,000	186,001 ～ 214,000
西市 3DK	(14)	24,900	28,800	32,900	37,100	42,400	48,900	57,300
西市 3DK	(15)	24,300	28,000	32,100	36,200	41,300	47,700	55,800
西市 3DK	(16)	24,200	27,900	31,900	36,000	41,200	47,500	55,600
芳田 3DK	(17)	25,300	29,200	33,400	37,700	43,100	49,700	58,200
北長瀬みずほ 1K	(18)	13,700	15,800	18,000	20,300	23,300	26,800	31,400
北長瀬みずほ 2DK	(19)	23,200	26,700	30,600	34,500	39,400	45,500	53,300
北長瀬みずほ 1DK	(20)	18,200	21,000	24,000	27,100	30,900	35,700	41,800
津島北斗住座 3DK	(21)	23,500	27,100	31,000	35,000	40,000	46,100	54,000
青江 3DK	(22)	20,300	23,400	26,800	30,200	34,600	39,900	46,700
葵 3DK	(23)	14,500	16,700	19,100	20,200	20,200	20,200	20,200
富原A 3DK	(24), (25)	18,200	21,000	24,100	27,100	31,000	35,800	41,900
富原C 3DK	(26)	17,700	20,400	23,300	26,300	30,100	34,700	40,700
さくら住座 1DK	(27)	15,400	17,700	20,300	22,900	26,200	30,200	35,400
さくら住座 1K	(28)	12,100	14,000	16,000	18,100	20,700	23,800	27,900
さくら住座 2DK	(29)	19,900	23,000	26,300	29,600	33,900	39,100	45,800
さくら住座 1DK	(30)	15,600	18,000	20,600	23,200	26,500	30,600	35,800
平井 3DK	(31), (33)	18,900	21,900	25,000	28,200	32,200	37,200	43,600
平井 3DK	(32)	20,300	23,400	26,800	30,200	34,600	39,900	46,700
平井 3DK	(34), (35)	20,600	23,800	27,200	30,700	35,000	40,400	47,300
花園 3DK	(36)	17,200	19,800	22,700	25,600	29,200	33,800	39,500
花園 3DK	(37)	17,400	20,100	23,000	26,000	29,700	34,300	40,100
東ヶ丘 2DK	(38)	10,300	11,900	13,600	15,300	17,200	17,200	17,200
東ヶ丘 2DK	(39)	10,900	12,600	14,400	16,300	17,200	17,200	17,200
東ヶ丘 2DK	(40)	10,400	12,100	13,800	15,600	17,000	17,000	17,000

《一般住宅》

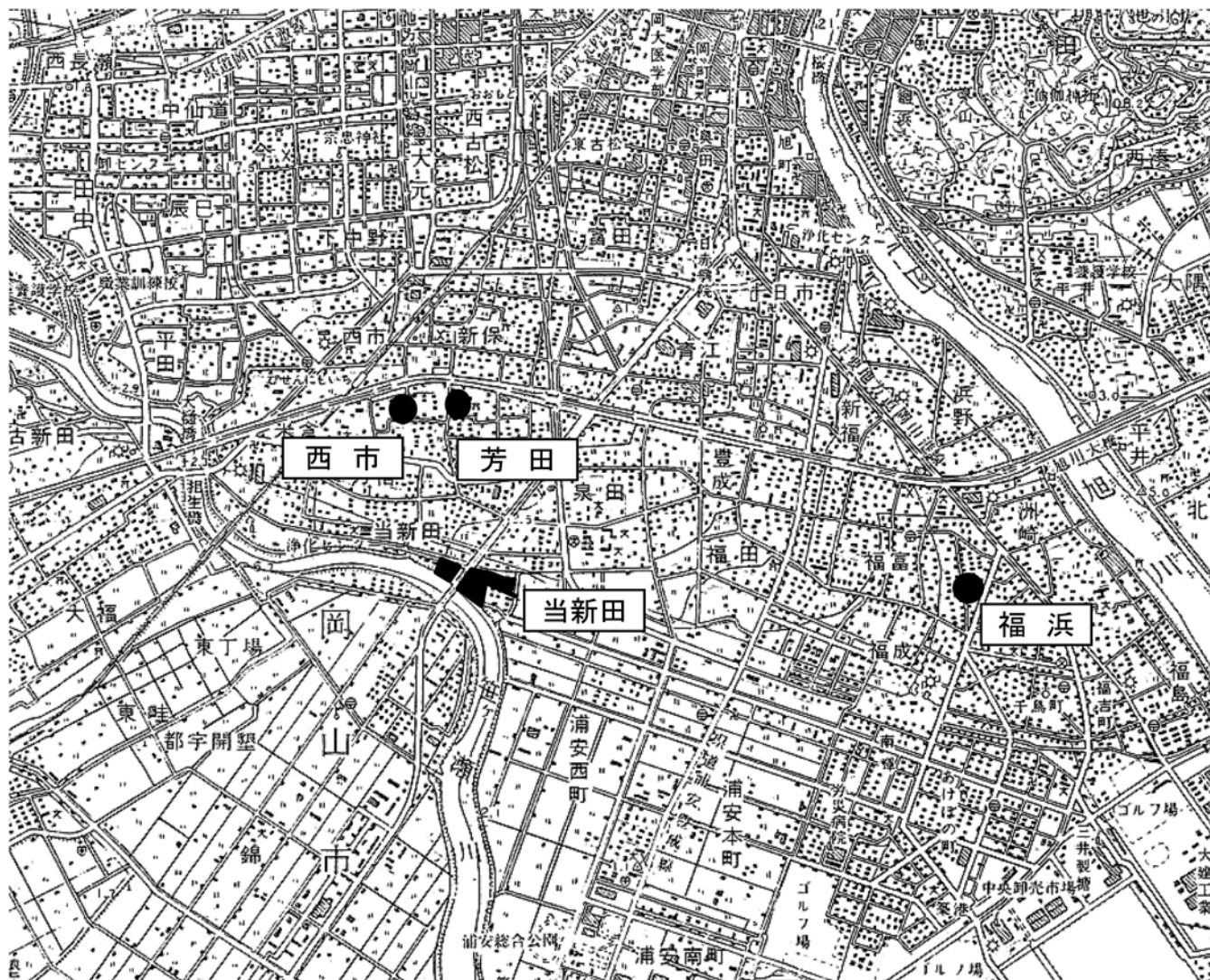
住宅名 間取り	区分	家賃(円)						
		子育て世帯						
		高齢者・障害者等の世帯						
		一般の世帯						
		政 令 月 収	0 ～ 104,000	104,001 ～ 123,000	123,001 ～ 139,000	139,001 ～ 158,000	158,001 ～ 186,000	
東ヶ丘 2DK	(41)	11,100	12,900	14,700	16,600	17,000	17,000	17,000
東ヶ丘 2DK	(42), (43)	10,600	12,300	14,100	15,900	17,000	17,000	17,000
東ヶ丘 3DK	(44)	9,200	10,600	12,200	13,700	15,700	18,100	18,500
東ヶ丘 3DK	(45)	11,300	13,000	14,900	16,800	19,200	22,100	23,700
東ヶ丘 3DK	(46)	10,000	11,500	13,200	14,900	17,000	19,600	21,500
東ヶ丘 2DK	(47)	10,400	12,000	13,800	15,500	16,100	16,100	16,100
湊 3DK	(48)	14,800	17,100	19,500	22,000	25,200	29,000	34,000
湊 3DK	(49)	13,700	15,900	18,100	20,500	23,400	27,000	31,600
国富 3DK	(50), (51)	20,800	24,000	27,500	31,000	35,400	40,900	47,900
浜C 3DK	(52)	22,300	25,800	29,500	33,300	38,000	43,900	51,400
東岡山D 3DK	(53), (54)	15,700	18,200	20,800	23,400	26,800	30,900	36,200
東岡山B 3DK	(55)	18,800	21,700	24,800	28,000	32,000	36,900	43,200
東岡山B 3DK	(56)	19,900	23,000	26,300	29,600	33,800	39,100	45,700
西大寺浜 3DK	(57)	23,600	27,200	31,200	35,100	40,200	46,400	54,300
西大寺浜 3DK	(58), (59)	20,900	24,100	27,600	31,100	35,600	41,100	48,100
神崎 3DK	(60)	25,000	28,900	33,000	37,200	42,500	49,100	57,500
山田西 3DK	(61)	21,600	24,900	28,500	32,100	36,700	42,300	49,600
山田B 3DK	(62)	20,600	23,800	27,200	30,700	35,100	40,500	47,400
久保東 3DK	(63)	27,400	31,600	36,200	40,800	46,600	53,800	62,900
久保A 3DK	(64)	18,400	21,300	24,400	27,500	31,400	36,200	42,400
久保C 3DK	(65)	21,900	25,200	28,900	32,600	37,200	43,000	50,300
宿毛東 3DK	(66)	21,700	25,100	28,700	32,400	37,000	42,700	50,000
宿毛東 3DK	(67), (68)	22,100	25,500	29,200	32,900	37,600	43,400	50,800
宿毛東 3DK	(69)～(75)	21,400	24,700	28,200	31,800	36,400	42,000	49,200
瀬戸 3DK	(76)～(78)	15,900	18,400	21,100	23,800	27,200	31,300	36,700
瀬戸江西 3DK	(79), (80)	18,900	21,800	24,900	28,100	32,200	37,100	43,400

(5) 団地所在図

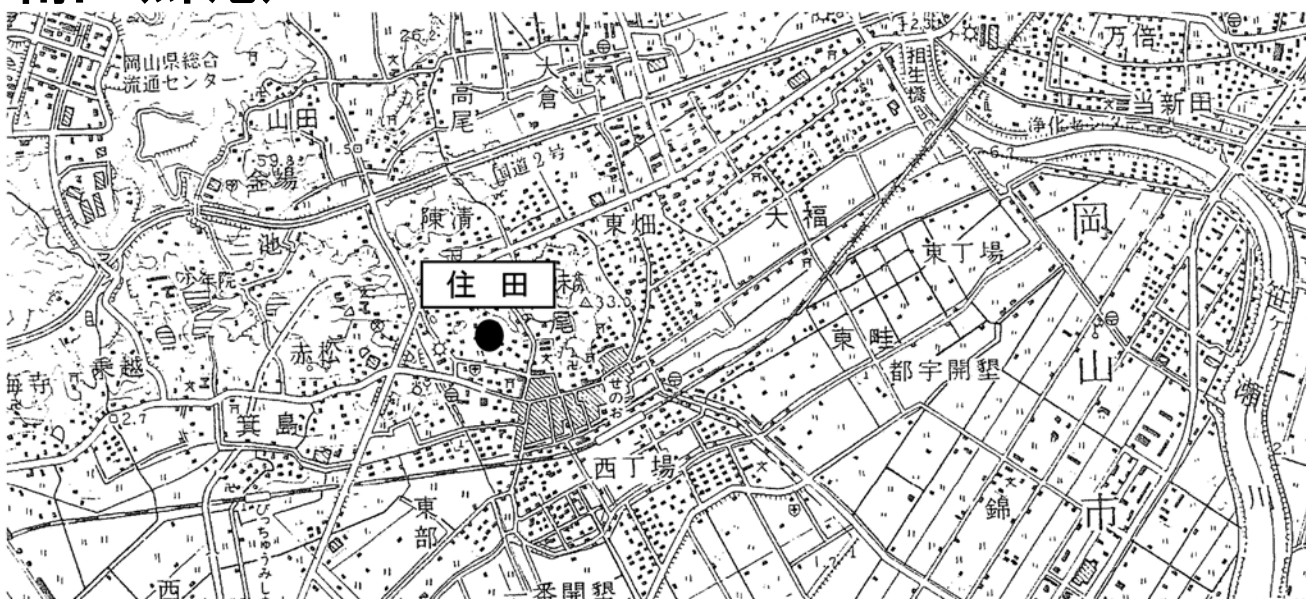
今回募集している団地以外も掲載しております。

実際の募集団地については、「募集団地一覧(2～3ページ)」をご確認ください。

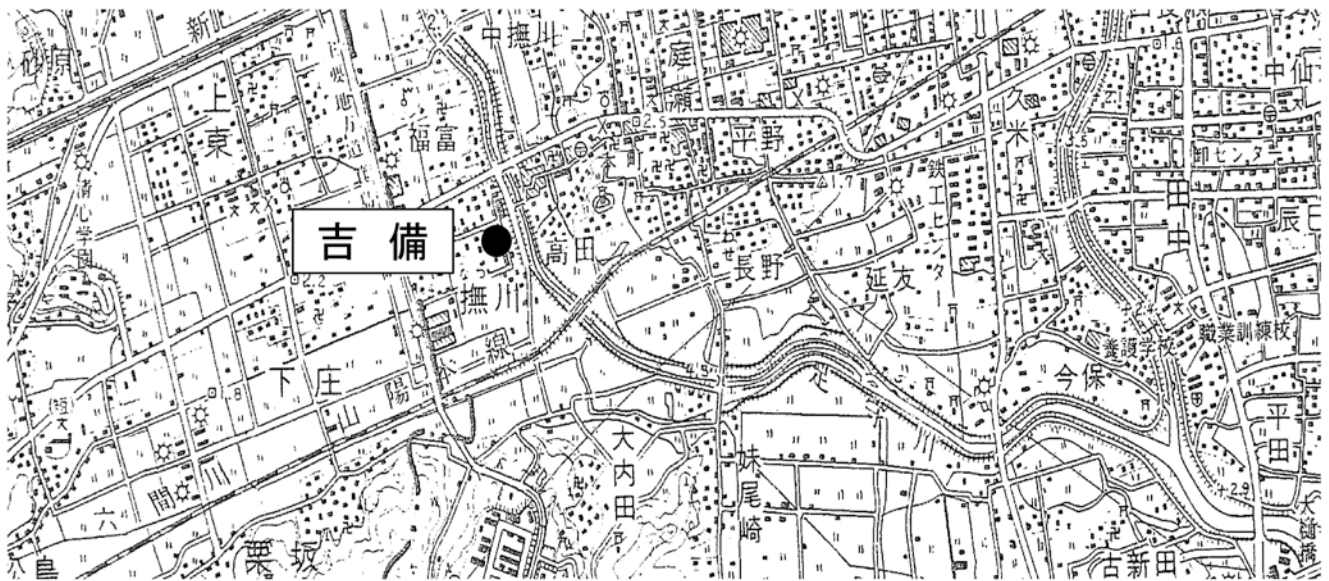
南区



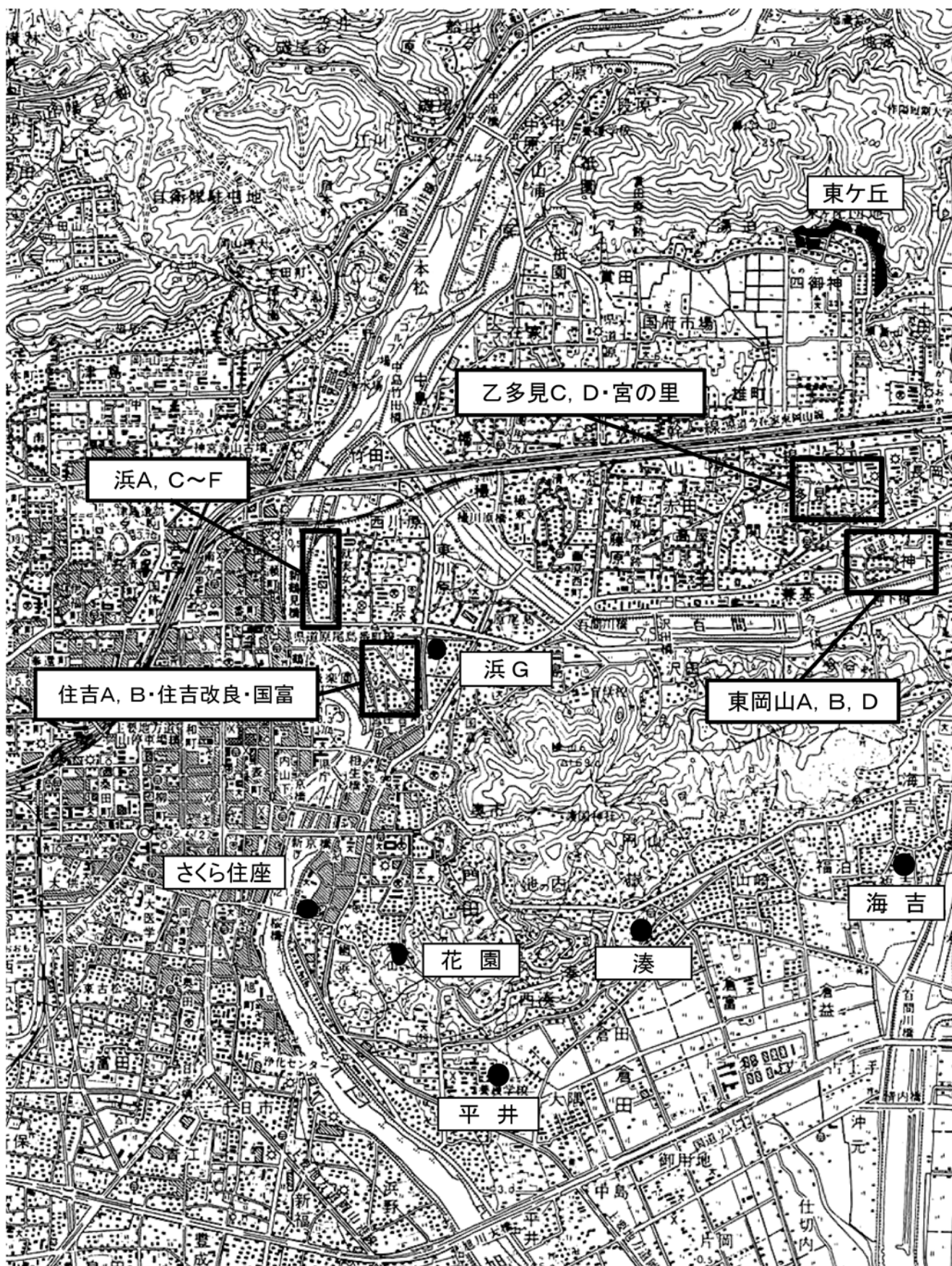
南区(妹尾)



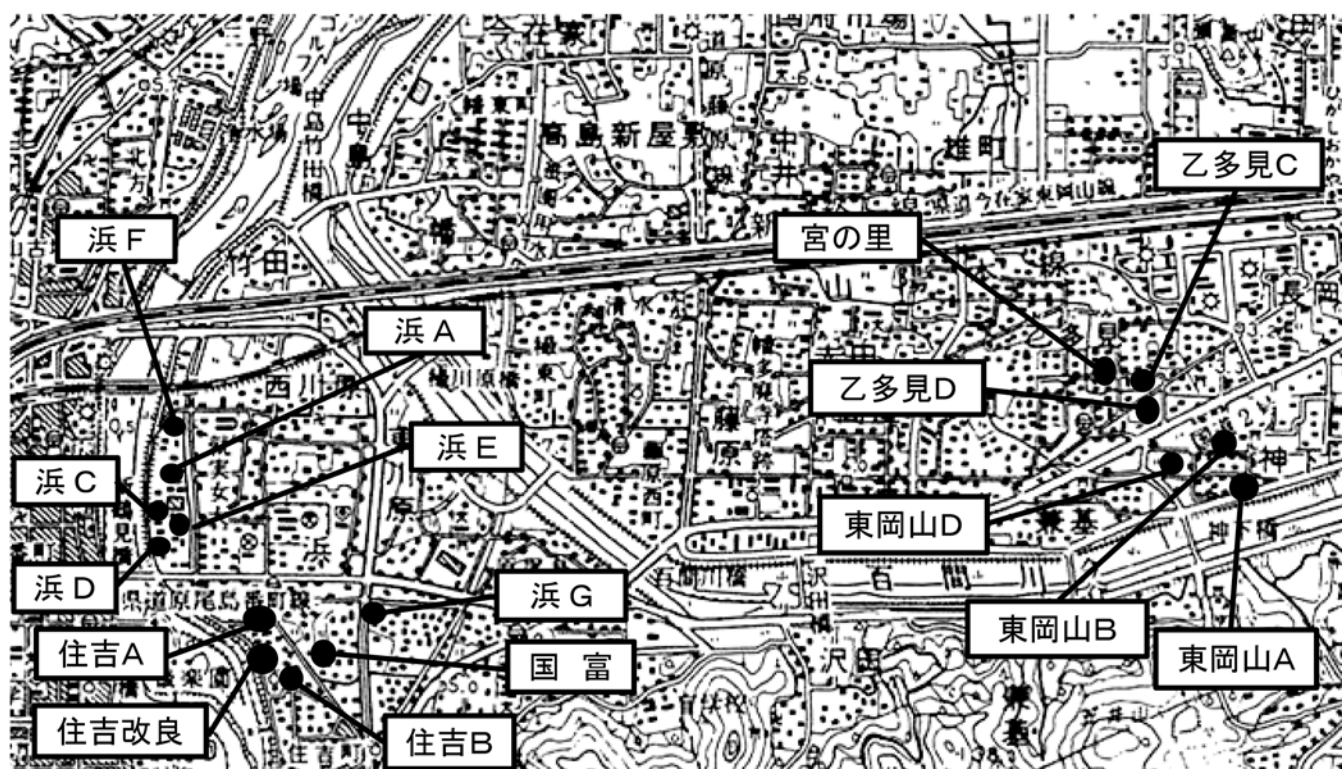
北区(吉備)



中区



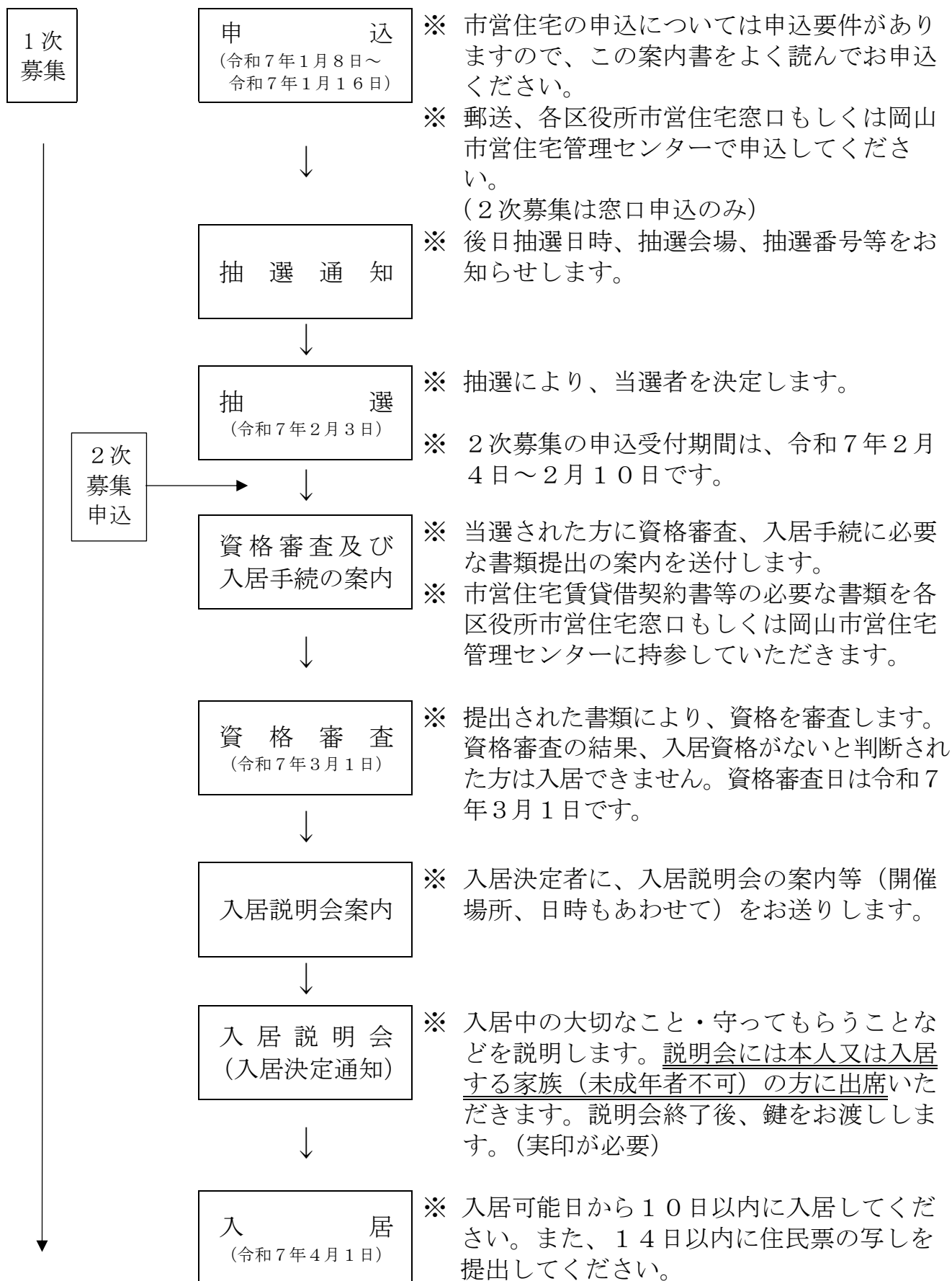
中区(中心部詳細)



※ 高島市営住宅は、建替の基本構想を策定するため、令和5年度から募集を停止しています。

2. 申込について

(1) 申込から入居まで



(2) 申込資格

●市営住宅に入居の申込をするには、申込時点で次の①の項目に該当していることが必要です。

① 申込者は成人で、岡山市に住所又は勤務場所を有すること

◇ 現住所は住民票で確認しますが、実際の住所地と住民票に記載された住所が一致していることが必要です。また、勤務場所は給与支給証明書でその事実を確認します。

●市営住宅に入居の申込をするには、資格審査日（令和7年3月1日）に次の②～⑥のすべての項目に該当していることが必要です。

② 同居する親族があること

（ただし、单身の方で29ページの单身入居申込要件に該当する場合、又は一般单身者用住宅へ申込する場合を除く。）

◇ 親族には、婚姻の届出はしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（内縁関係）にある方及び婚約者も含みます。

※ 内縁関係の方については住民票で「未届の夫」又は「未届の妻」となっていることを確認し、かつ戸籍全部事項証明書で他に婚姻関係のないことを確認します。

※ 婚約で申込される場合は、資格審査日までに入籍ができる方に限ります。

※ パートナースhip宣誓制度による入居を希望される世帯は、当選後にパートナーシップ宣誓書受領書の提出が必要です。

●パートナーシップ宣誓手続きについては、岡山市人権推進課への予約が必要です。詳しくは、ホームページ等でご確認ください。

・電話：086-803-1070

・ホームページ：<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000023134.html>

◇ 家族を分割しての申込（別居状態だが離婚しない場合など）は失格となる場合があります。

③ 現在住宅困窮者であること

◇ 持家のある方(共同名義も含む)、又は公営住宅等の公的住宅に入居されている方は原則として申込できません。ただし、公営住宅入居者で 30ページの要件に該当する方は、申込できる市営住宅もあります。

※ 土砂災害特別警戒区域の持家に住まれている方はあらかじめご相談ください。

※ 「子ども・被災者支援法」に基づく支援対象避難者で避難元市町村が発行する「居住実績証明書」を有しており、岡山市に居住実態があると判断される方は、対象地域内に住宅を所有していても、当該住宅を所有していないものとみなします。

④ 政令月収額が15万8千円(次ページの条件に該当する高齢者・障害者等の世帯については21万4千円、子育て世帯については25万9千円)以下であること

◇ 政令月収額＝(年間総所得金額合計－控除金額合計)÷12月

※ 上記月収額の計算方法は37～40ページを参照してください。

※ 同居親族に収入(アルバイト・パートを含む)があるときは合算してください。

※ コロナ給付金等を受給されている場合は、ご相談ください。

⑤ 市営住宅の家賃・市税等を滞納していないこと

◇ 市営住宅に入居中、または過去に市営住宅に入居していた世帯で、家賃等が滞納(未納)になっている世帯の名義人(契約者)、又は連帯保証人は、滞納を完済する必要があります。

◇ 当選後に市税の滞納無証明書の提出が必要です。

⑥ 入居しようとする者(申込者だけでなく、同居者も含みます。)が暴力団員でないこと

※ 収入基準が政令月収額で21万4千円となる高齢者・障害者等の世帯の条件は、次のア～コのいずれかに該当していることです。収入基準が政令月収額で25万9千円となる子育て世帯の条件は、次のサに該当していることです。

高齢者・障害者等の世帯の認定条件	確 認 書 類
ア 申込者が60歳以上の方で、かつ同居者のいずれもが60歳以上の方又は18歳未満の方である世帯(单身者を含む)	住 民 票
イ 身体障害者手帳の交付を受け、障害の程度が1～4級に該当する方がいる世帯	身 体 障 害 者 手 帳
ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、障害の程度が1～2級に該当する方がいる世帯	精 神 障 害 者 保 健 福 祉 手 帳
エ 療育手帳の交付を受け、障害の程度がAの方又はBのうち中度である方がいる世帯	療 育 手 帳
オ 原子爆弾被爆者 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方がいる世帯	被 爆 者 健 康 手 帳
カ 海外から引き揚げた5年未満の方がいる世帯	都道府県援護担当課長の証明
キ ハンセン病療養所入所者等 ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等がいる世帯	証 明 す る 書 類
ク 配偶者等からの暴力被害者(DV被害者)世帯 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第1条第2項に規定する被害者がある世帯	裁 判 所 の 保 護 命 令 書 等
ケ 犯罪被害者 岡山市犯罪被害者等基本条例(平成22年市条例第56号)第2条第2号に規定する犯罪被害者等がある世帯	生活安全課が発行する証明書
コ 中国残留邦人等 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項等に規定する支援給付を受けている方がいる世帯	福祉事務所が発行する証明書
サ 子育て世帯 18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者を含む世帯	住 民 票

年齢については資格審査日(令和7年3月1日)の年齢で確認します。

◎ 単身の入居申込要件（一般単身者用住宅へ申込する場合は除く）

単身で申込をされる方は、26～27ページの申込資格①及び③～⑥の全てに該当するほか、次のア～サまでのいずれかに該当していることが必要です。また、当選後に下記確認書類で確認します。

ただし、常時介護を必要とされる方で、市営住宅に入居することにより、日常生活に支障が出ると認められる場合は、失格となることがあります。

単 身 入 居 申 込 要 件	確 認 書 類
ア 60歳以上の方	住 民 票
イ 身体障害者手帳の交付を受け、障害の程度が1～4級に該当する方	身 体 障 害 者 手 帳
ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、障害の程度が1～3級に該当する方	精 神 障 害 者 保 健 福 祉 手 帳
エ 療育手帳の交付を受け、障害の程度がAの方又はBの方	療 育 手 帳
オ 原子爆弾被爆者の方	被 爆 者 健 康 手 帳
カ 生活保護を受けている方	福 祉 事 務 所 長 の 証 明
キ 海外から引き揚げて5年未満の方	都道府県援護担当課長の証明
ク ハンセン病療養所入所者等の方	証 明 す る 書 類
ケ 配偶者等からの暴力被害者(DV被害者)世帯	裁 判 所 の 保 護 命 令 書 等
コ 犯罪被害者の方	生活安全課が発行する証明書
サ 中国残留邦人等の方	福祉事務所が発行する証明書

年齢については資格審査日(令和7年3月1日)の年齢で確認します。

◎ 下肢障害者向住宅の入居申込要件

26～27ページの申込資格①及び③～⑥の全てに該当するほか、次の条件を満たしている必要があります。(入居後に同居親族に異動が生じ、下肢障害者世帯でなくなった場合は、住宅の返還が必要です。)

※常時の介護を必要とする単身の方で、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる場合は失格となる場合があります。

- 申込者又は同居者に下肢のみの障害で1・2級の身体障害者手帳の交付を受けた方がいること。

※下肢以外の障害と合わせて1・2級の障害の認定を受けている場合は対象となりません。

- 直近の公募において応募がなかった下肢障害者向住宅に限り、申込者又は同居者に下肢のみの障害で1・2級又は下肢若しくは体幹の障害のため身体障害者手帳の交付を受けた方であって、当該障害により常時車いすを使用している方がいること。

◎ シルバーハウジングの入居申込要件

26～27ページの申込資格③～⑥に該当するほか、入居しようとする方全員が、次の条件の全てに該当していることが必要です。当選後に下記確認書類が必要となります。(入居後に同居親族に異動が生じ、65歳以上の方がいなくなった場合は、住宅の返還が必要です。)

シルバーハウジングの入居申込要件	確認書類
ア 申込時点で岡山市に1年以上居住していること	住民票
イ 65歳以上の単身者、 65歳以上を含む60歳以上の夫婦の世帯、 又は65歳以上の方(2親等以内の親族で、 同居理由のあるもの)のみからなる世帯	住民票 又は 戸籍全部事項証明書等
ウ 日常生活上自立可能な単身者、又は同居人の 介護があれば日常生活が可能な世帯	医師の診断書 及びシルバーハウジング 申込者告知書

年齢については資格審査日(令和7年3月1日)の年齢で確認します。

◎ 多人数世帯向住宅の入居申込要件

26～27ページの申込資格①～⑥の全てに該当するほか、申込者及び同居の親族を合わせた人数が4人以上の世帯であることが必要となります。(入居後に同居親族に異動が生じ、4人以上の世帯でなくなった場合は住宅の返還が必要です。)

◎ 公営住宅入居者の入居申込要件

現在、公営住宅に入居しており、申込資格があるほか、次のア～ウのいずれかに該当する世帯は、申込可能住宅にある市営住宅に申込みことができます。また、当選後に下記確認書類が必要となります。

申込対象世帯	申込可能住宅	確認書類
ア 居室が2室以下で 世帯員が3人以上の世帯	居室が3室以上の住宅	現住宅の居住 証明書等
イ 単身入居不可の住宅で 単身者の世帯	居室が2室、又は専用面積が 50㎡以下の住宅	現住宅の居住 証明書等
ウ 加齢又は障害等のため現 住宅での生活が困難な世帯	日常生活が可能である住宅	医師の診断書

(3) 申込にあたっての注意事項

- ① 市営住宅には契約期間制度が適用されます。
 - ◇ 市営住宅に入居できる期間は、高齢者や障害者等を除く単身者世帯は入居日から3年、それ以外の世帯は5年となります(44ページ参照)。
 - ◇ 入居契約期間満了日の3か月前から1か月前までに更新手続きが必要になります。
 - ※更新時に、市営住宅への入居資格を満たす世帯のみ、更新できます。更新時に、政令月収額が収入基準を超える場合は更新できません。
- ② 申込時に、希望住宅（1世帯1住宅）を指定していただきます。
 - ◇ 受付期間後の希望住宅の変更はできません。
 - ※2次募集は申込受付後、希望住宅の変更はできません。
 - ◇ 同居予定者に小学生・中学生がいる場合は、5ページに募集团地の小学校区・中学校区を記載していますのでご確認ください。
 - ◇ 1世帯で2つ以上の住宅に申込や、申込をした方が他の申込者の家族になっている等の場合は、重複するすべての申込が無効となります。
- ③ 『市営住宅入居申込書』の記載事項を、募集受付期間後に変更することはできません。
 - ◇ 『市営住宅入居申込書』の「入居しようとする人」の欄に記載されていない方は、申込後に出生した子を除き入居できません。
 - ◇ 『市営住宅入居申込書』の「入居しようとする人」が死亡されても、同居予定者全員が入居資格をみたしている場合には入居することができます。そうでない場合は無効又は失格となります。
 - ◇ 婚約で申込される方は資格審査日までに入籍されていない場合、また婚約者が変わった場合には失格となります。
 - ◇ 配偶者と別の世帯として申込はできません。離婚予定の方は資格審査日までに離婚が成立していない場合、失格となります（離婚調停中、DV被害者の方は除く）。
- ④ 『市営住宅入居申込書』受付後、入居資格を調査することがあります。
- ⑤ 次の場合は申込を無効又は失格とします。
 - ◇ 入居資格がないとき。
 - ◇ 『市営住宅入居申込書』の記載内容及び提出書類に虚偽・不正のあることが判明したとき。
 - ◇ 入居手続きに必要な書類を指定期限までに提出しないとき。
 - ◇ 入居申込要件に該当しない住宅に申込をしているとき。
- ⑥ 友人等の寄合世帯は申込資格がありません。
- ⑦ 市営住宅に入居中、又は過去に市営住宅に入居していた世帯で、家賃等が滞納(未納)になっている世帯の名義人（契約者）、又は連帯保証人は、滞納を完済する必要があります。
- ⑧ パートナーシップ宣誓制度による入居を希望される世帯は当選後にパートナーシップ宣誓書受領証の提出が必要です。

⑨ 当選率の優遇措置があります。(1次募集のみ)

申込時点で、次に該当する世帯は、抽選に当たり抽選番号が2つ与えられます(優遇抽選)。
当選後に、必ず証明する書類又は該当の手帳が必要になります。必要な書類等の提出がない場合、又は不備がある場合は失格となります。

該 当 要 件	確 認 書 類
I 老人世帯 申込者が60歳以上で単身者である、又は同居の親族が次のいずれかに該当する方のみからなる世帯であること。 ア 配偶者 イ 60歳以上の方 ウ 18歳未満の児童	住 民 票 又は 年齢及び続柄を確認できる公的書類
II 心身障害者世帯 ：入居予定者が、次のいずれかに該当すること。	
ア 戦傷病者手帳(第1款症以上)の交付を受けている方	戦 傷 病 者 手 帳
イ 身体障害者手帳(1～4級)の交付を受けている方	身 体 障 害 者 手 帳
ウ 精神障害者保健福祉手帳(1～3級)の交付を受けている方	精 神 障 害 者 保 健 福 祉 手 帳
エ 療育手帳(AまたはB)の交付を受けている方	療 育 手 帳
オ 難病患者等 障害者総合支援法第4条第1項に規定する治療方法が確立していない疾病その他特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度であって障害者福祉サービス受給者証又は、地域相談支援受給者証を所持している方	障害者福祉サービス 受給者証 又は 地域相談支援受給者証
III ひとり親世帯(母子世帯・父子世帯) 申込者が配偶者のない方で、同居を予定している全ての方が申込者の子で、20歳未満であり、その子を現に扶養し、現に同居しているか又は同居しようとしている方	戸籍全部事項証明書又は 児童扶養手当証書 又は ひとり親家庭等 医療費受給資格証
IV 配偶者等からの暴力被害者(DV被害者)世帯 岡山市営住宅条例第5条第3項第3号の要件に該当する者又は岡山市男女共同参画相談支援センターその他の公的機関において、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第1条第3項に規定する配偶者若しくは同法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力の被害を受けたことの証明が受けられる者	裁判所の保護命令書等
V 犯罪被害者 岡山市犯罪被害者等基本条例(平成22年市条例第56号)第2条第2号に規定する犯罪被害者等	生活安全課が発行する証明書
VI 子育て世帯 18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者を含む世帯	住 民 票

年齢については資格審査日(令和7年3月1日)の年齢で確認します。

⑩ シルバーハウジング、下肢障害者向住宅に申込される方は、当選後に、必ず証明する書類又は該当の手帳が必要になります。必要な書類等の提出がない場合、又は不備がある場合は失格となります。

申 込 住 宅 の 種 別	確 認 書 類
シルバーハウジング	住 民 票
下肢障害者向住宅	身体障害者手帳 (下肢のみで1・2級)
下肢障害者向住宅(要件緩和) 直近の公募において入居者がなかった下肢障害者向住宅 申込者又は同居者が下肢のみの障害で1・2級又は下肢若しくは体幹の障害のため身体障害者手帳の交付を受け、当該障害により常時車いすを使用していること。	身体障害者手帳等 車いすの使用が 確認できる書類

3. 入居等について

(1) 抽選会について（1次募集のみ）

日 時 令和7年 2月 3日（月）午前10時から

※抽選会に参加されなくても当落に関係することはありません。抽選結果については、抽選会後に岡山市営住宅管理センターならびに住宅課入口付近に抽選結果を掲示し、ホームページにも掲載いたします。

場 所 岡山市役所7階大会議室

※抽選会当日には2次募集の受付は行いません。

- ・ 抽選番号は入居募集受付期間後に、ハガキで通知します。
- ・ 抽選結果については抽選会の翌日以降、ハガキに記載された問い合わせ先へご確認ください。

●抽選方法等について

申込者数が同程度の団地単位でグループ分けし、各グループ、区分毎に番号を割り当てて、そのグループ単位で抽選します。

優遇措置として老人世帯・心身障害者世帯・難病患者等世帯・ひとり親世帯・DV被害者世帯・犯罪被害者世帯・子育て世帯の方には抽選番号を2つ割り当てています。

特定世帯向住宅（シルバーハウジング、下肢障害者向住宅等）は、全ての申込者が優遇措置の対象となりますので、抽選番号は1つずつの割り当てになります。

グループ内の最小抽選番号から、申込世帯数・優遇等で最も割り当てが多かった最大抽選番号までの球を一度に抽選機に投入します。

どのグループも最初に出た球を当選番号とし、全区分中の最小番号が出た時点でそのグループの抽選は終了となり、繰り返しすべてのグループの抽選を行います。

応募者が1名の区分は、その方に割り当てた番号を仮当選番号として、抽選結果に反映します。

【抽選例】グループA

区分	団地名	番館	号	申込者数	抽選番号	当選番号
(1)	A	3	302	5	1～7	3
(2)	A	10	102	10	1～15	9
(3)	B	2	201	6	1～8	3
(4)	B	2	406	2	1～3	3
(5)	B	5	101	29	1～38	24

※（出目番号）[1球目24]>[2球目35]>[3球目18]>[4球目28]>[5球目9]>[6球目14]>[7球目3]

上記の場合、割り当てた抽選番号の最大の数38ですので、抽選機に38個（1～38番まで）の球を入れます。38個の球から1つずつ球を出して行き、どの区分も最初に出た球を当選番号とします。割り当てた抽選番号の最も少ない区分が決まるまで球を出します。上記の場合、区分(4)が1～3と最も少ないので、3以下の球が出た時点で終了となります。

※ 当選者が、入居を辞退したとき又は入居資格がないと判明したとき

「同一申込区分」内で、当選番号の次に大きい抽選番号をお持ちの方に当選資格を順次繰り上げます。（最大抽選番号の次に大きい抽選番号は、最小抽選番号とします。）

（例）「区分1」の住宅に6人の申込があり、当選番号が「5」の場合

申 込 者	Aさん	Bさん	Cさん	Dさん	Eさん	Fさん
抽選番号	1	2	3	4	5	6

この場合、「Eさん」が当選者になります。

しかし、「Eさん」が入居を辞退したとき又は入居資格がないと判明したときには、抽選番号「6」をお持ちの「Fさん」に、さらに「Fさん」が入居を辞退した場合又は入居資格がないと判明したときには「Aさん」にと当選資格を順次繰り上げます。

※ 繰り上げ当選の有効期間は原則令和7年2月19日（水）までとします。

(2) 資格審査及び入居手続

市営住宅に当選された方には資格審査及び入居手続に必要な書類提出の案内をし、資格審査及び入居手続を行います。資格審査の結果、入居資格がないと判断された方の入居申込は無効となります。(資格審査日は、令和7年3月1日です。)

資格審査及び入居手続に必要な書類には、

『Ⅰ 必ず提出していただく書類』

『Ⅱ 入居予定者の状況によって必要となる書類』とがあります。

必要書類提出の案内があった場合、十分確認のうえ提出期日までに、申込者本人又は同居する家族(未成年者不可)の方が持参してください。

※ 市営住宅入居に連帯保証人、敷金は必要ありません。

『Ⅰ 必ず提出していただく書類』

① 世帯全員の記載のある住民票

- ・住民票の証明内容が「この写しは、世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明する。」と記載されていることが必要です。必ず「続柄と戸籍の表示の記載されたもの」を発行してもらってください。(マイナンバーの記載がないもの)
- ・婚約中の方の場合は、申込者・婚約者双方の世帯全員の住民票が必要です。
- ・外国籍の方は「世帯氏名、続柄(縁故者は不可)、国籍・在留カード等番号」の記載されたものを発行してください。

② 所得証明書(市町村役場が発行する所得に関する証明書です。)

- ・18歳以上の入居予定者全員の最新の所得証明書が必要です。
※18歳未満であっても、収入のある方は所得証明書が必要です。
- ・無職で収入のない方(退職者、退職予定者も含む。)も必ず提出してください。
- ・源泉徴収票ではありません。
- ・岡山市に転入して間がない方は岡山市で証明できないことがありますので、その場合は前住所の市町村役場で証明を受けてください。(課税額記載のもの)
- ・コロナ給付金等を受給されている方は、ご相談ください。

③ 収入を証明する書類

(ア) 給与所得者の方 … 給与支給証明書

- ・給与支給証明書に現在の勤務先で証明(直前の支給日から過去1年間分)をもらってください。アルバイト、パート等で収入を得ている方も必要です。
- ・勤務期間が1年未満の場合も証明が必要です。
- ・給与所得者が2人以上の場合は、該当者全員の給与支給証明書が必要です。

(イ) 事業所得者の方 … 直近の確定申告の写しを求める場合があります。

(ウ) 公的年金等所得者の方 … 年金額改定通知書

- ・年金受給者は、最新の年金額改定通知書等を持参してください。

- ・遺族年金、障害年金は所得とみなしませんので年金額改定通知書等は不要です。
- ・企業年金を受給されている方は最新の年金額が確認できるものを持参してください。
- ・年金受給者が2名以上の場合は該当者全員の年金額改定通知書等が必要です。

④ 市営住宅賃貸借契約書

- ・印鑑は必ず印鑑登録されているものを使用してください。

⑤ 申込者の印鑑登録証明書

⑥ 誓約書

- ・市営住宅に入居するにあたっての誓約事項が書いてあります。

⑦ 収入申告書

- ・市営住宅の家賃の算定の基礎になる書類です。

⑧ 滞納無証明書(岡山市提出用)

- ・岡山市税の滞納がないことを証明する書類です。
(18才以上の入居予定者全員分必要です。)

『Ⅱ 入居予定者の状況によって必要となる書類』

(1) 単身の方

- ・緊急時等連絡先届出書（原則別世帯の方2名）
- ・単身入居資格認定のための申立書
- ・29ページの単身入居申込要件を証明する書類

(2) 下肢障害者向住宅に当選された方

- ・身体障害者手帳（下肢のみ1・2級）
- ・要件緩和した下肢障害者向住宅に当選された方は32ページの認定条件に挙げられている確認書類

(3) シルバーハウジングに当選された方

- ・資格認定のための申立書
入居予定者全員のものがが必要です。
- ・親族の場合は親族関係の分かる書類(戸籍全部事項証明書等)
- ・医師の診断書
- ・30ページのシルバーハウジング入居申込要件に挙げられている確認書類

(4) 申込時に婚約中の方

- ・入籍が確認できる書類(戸籍全部事項証明書、住民票等)

- (5) 婚姻の届出はしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある場合
- ・双方の戸籍全部事項証明書
 - ・住民票
 - ・独身証明(婚姻要件具備証明書等) ※外国籍の方のみ必要です。
- (6) 入居予定者の中に34ページ②の前年分の所得証明書では収入があるが、現在は退職等で収入がなくなった方、または資格審査日までに退職を予定している方
- ・退職証明書等
元の勤務先又は現在の勤務先の証明書
 - ・退職予定証明書等(退職後、資格審査日までに退職証明書の提出が必要です。)
元の勤務先又は現在の勤務先の証明書
- (7) 生活保護受給中の方
- ・福祉事務所長の証明書
- (8) ひとり親世帯の方(母子世帯・父子世帯)
- ・戸籍全部事項証明書又は児童扶養手当証書の写し又はひとり親家庭等医療費受給資格証の写し
- (9) 公営住宅入居者が申込む場合
- ・30ページの公営住宅入居者の入居申込要件に挙げられている確認書類
- (10) 高齢者・障害者等の世帯
- ・28ページの認定条件に挙げられている確認書類
- (11) パートナーシップ宣誓制度による入居を希望されている方
- ・パートナーシップ宣誓書受領証
- (12) 入居予定者の中に特別控除対象者(39ページの特別控除欄参照)がある場合
- ・証明する書類(各種手帳又は証明書等)
- (13) 入居しないが所得税法上扶養している親族がいる場合
- ・証明する書類(源泉徴収票等)
- (14) 申込者と入居予定者の関係が住民票で確認できない場合
- ・戸籍全部事項証明書
- (15) その他
- ・必要に応じて、上記以外の関係書類を提出していただくことがあります。

(3) 政令月収額について

「収入」とは税込総収入金額をいい、「所得」とは総収入金額から税法上認められた必要経費を控除した後の金額をいいます。

ア. 入居する家族(婚約者を含む)に所得者が2人以上いる場合は、1人ずつ所得の種類ごとに計算し、その後それぞれの所得の金額を合算します。

イ. 次のような収入は所得には含めません。

生活保護の各種扶助料、雇用保険及び労災保険の各種給付金、遺族年金及び障害年金、仕送り等

ウ. 中途就職者の場合は、次の算式により年間総収入金額を推定します。

$$\text{推定年間総収入金額} = (\text{総収入金額} - \text{賞与分}) \div \text{勤務月数} \times 12 \text{月} + \text{賞与}$$

エ. 所得者が1人で、かつ特別控除対象者(老人配偶者、老人扶養親族、特定扶養親族、寡婦、ひとり親、障害者、特別障害者)がいない場合は、40ページの収入基準早見表を参照してください。

オ. 所得者が2人以上いる場合、又は特別控除対象者がいる場合は、38～39ページの計算方法により政令月収額を計算してください。(給与所得者はAから、事業所得者はBから、公的年金等所得者はCから実際に金額をあてはめて計算すること。)

カ. 年金所得(雑所得)は、次のような収入が対象になります。

- ・公的年金: 国民年金(老齢基礎年金)、老齢厚生年金、退職共済年金
- ・私的年金: 企業年金(厚生年金基金・確定給付年金等)、確定拠出年金、国民年金基金
- ・個人年金: 年金保険

政令月収額の計算方法

※勤務月数又は営業月数が12月に満たない場合は37ページの算式により、推定年間総収入(所得)金額を計算してください。

A 年間総所得金額の計算(給与所得者の場合)

年 間 総 収 入 金 額	年 間 総 所 得 金 額
551,000円未満	0円
551,000円以上 1,619,000円未満	(年間総収入金額) - 550,000円 =
1,619,000円以上 1,620,000円未満	1,069,000円
1,620,000円以上 1,622,000円未満	1,070,000円
1,622,000円以上 1,624,000円未満	1,072,000円
1,624,000円以上 1,628,000円未満	1,074,000円
1,628,000円以上 1,800,000円未満	(端数整理後の年間総収入金額) × 0.6 + 100,000円 =
1,800,000円以上 3,600,000円未満	(") × 0.7 - 80,000円 =
3,600,000円以上 6,600,000円未満	(") × 0.8 - 440,000円 =
6,600,000円以上 8,500,000円未満	(年間総収入金額) × 0.9 - 1,100,000円 =

(注) 端数整理の方法

収入金額が 1,628,000円以上の場合、4,000円ごとに下位の額に整理する。

〈計算例〉年間総収入金額が 2,326,500 円の場合

- | | | | |
|-------------------|----------------------------|---|------------|
| ①4,000円の倍数に整理する。 | 2,326,500円 ÷ 4,000円 | = | 581.625 |
| ②小数点以下を切り捨てる。 | 581.625 | → | 581 |
| ③端数整理した収入金額を計算する。 | 4,000円 × 581 | = | 2,324,000円 |
| ④所得金額を計算する。 | 2,324,000円 × 0.7 - 80,000円 | = | 1,546,800円 |

B 年間総所得金額の計算(事業所得者の場合)

年間総収入金額 - 税法上の必要経費

C 年間総所得金額の計算(公的年金等所得者の場合)

年齢	年 間 総 収 入 金 額	年 間 総 所 得 金 額
65歳以上	1,100,000円以下	0円
	1,100,001円以上 3,300,000円未満	(年間総収入金額) - 1,100,000円 =
	3,300,000円以上 4,100,000円未満	(年間総収入金額) × 0.75 - 275,000円 =
	4,100,000円以上 7,700,000円未満	(年間総収入金額) × 0.85 - 685,000円 =
65歳未満	600,000円以下	0円
	600,001円以上 1,300,000円未満	(年間総収入金額) - 600,000円 =
	1,300,000円以上 4,100,000円未満	(年間総収入金額) × 0.75 - 275,000円 =
	4,100,000円以上 7,700,000円未満	(年間総収入金額) × 0.85 - 685,000円 =

年間総所得金額合計

A 又は C の場合
10万円(注1)

D控除金額合計

政令月収額

A+C の場合
20万円(注2)

円

-

円

-

円

÷ 12 =

円

(注1) 10万円に満たない場合は、当該合計金額

(注2) それぞれ10万円に満たない場合は、当該合計金額



月 収 額	入 居 対 象 者
0円 ~ 158,000円以下	一 般 の 世 帯
0円 ~ 214,000円以下	高 齢 者 ・ 障 害 者 等 の 世 帯
0円 ~ 259,000円以下	子 育 て 世 帯

D 控除金額の計算

控 除 種 別		控 除 対 象 者		控 除 金 額
一般 控除	1. 同居者	本人以外で、一緒に市営住宅に入居しようとする人		380,000円× 人＝ 円
	2. 同居していない 扶養親族(注)	市営住宅に入居しないが、所得税法上の扶養親族になっている人		380,000円× 人＝ 円
特 別 控 除	3. 70歳以上 同一生計配偶者(注)	70歳以上の同一生計配偶者		100,000円× 人＝ 円
	4. 70歳以上 老人扶養親族(注)	70歳以上の扶養親族		100,000円× 人＝ 円
	5. 特定扶養親族(注)	16歳以上23歳未満の扶養親族		250,000円× 人＝ 円
	6. 障害者 ※(ア)と(イ)を重複して 控除することはできません	本人 又は 1・2 の人 で次 に該 当す る人	特別 障害 者 (ア) ①心神喪失の常況にある人 ②精神保健指定医などから重度の知的障害者と判定された人 ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で1級の人 ④身体障害者手帳の交付を受けている人で1・2級の人 ⑤戦傷病者手帳の交付を受けている人で特別項症から第三項症までの人 ⑥原子爆弾被爆者のうち厚生労働大臣の認定を受けている人 ⑦常に就床を要し複雑な介護を要する人	400,000円× 人＝ 円
			障害 者 (イ) ①精神保健指定医などから中度・軽度の知的障害者と判定された人 ②精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で2・3級の人 ③身体障害者手帳の交付を受けている人で3級～6級の人 ④戦傷病者手帳の交付を受けている人で第四項症から第四目症までの人	270,000円× 人＝ 円
除	7. 寡婦	本人あるいは同居者のうち ①夫と離婚してから婚姻していない人、かつ扶養親族を有する人で所得金額が500万円以下の人 ②夫と死別してから婚姻していない人又は、夫の生死が明らかでない人で、所得金額が500万円以下の人 ※事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない		270,000円× 人＝ 〔所得額が27万円未満の場合は当該所得額〕 円
	8. ひとり親	本人あるいは同居者のうち 現に婚姻をしていない人又は配偶者の生死が明らかでない人で所得金額が48万円以下の子(他の者の控除対象配偶者又は、扶養親族とされている者を除く)を有し、かつ所得金額が500万円以下の人 ※事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない		350,000円× 人＝ 〔所得額が35万円未満の場合は当該所得額〕 円

(注)「扶養親族」「同一生計配偶者」には年間の所得額が48万円を超える者は含まれません

＜収入基準早見表＞

※入居が認められる収入の目安です。

※所得者が一人で、かつ特別控除対象者(老人配偶者、老人扶養親族、特定扶養親族、寡婦、ひとり親、障害者、特別障害者)がいない場合

● 給与所得だけの方

(単位 円)

区 分	種別	現に同居又は同居しようとする親族(本人を除く)及び遠隔地扶養者数					
		0人(単身者)	1人(2人家族)	2人(3人家族)	3人(4人家族)	4人(5人家族)	5人(6人家族)
年間 総収入 金額	一般	0～ 2,967,999	0～ 3,511,999	0～ 3,995,999	0～ 4,471,999	0～ 4,947,999	0～ 5,423,999
	高齢者・ 障害者等 の世帯	0～ 3,887,999	0～ 4,363,999	0～ 4,835,999	0～ 5,311,999	0～ 5,787,999	0～ 6,263,999
	子育て 世帯		0～ 5,035,999	0～ 5,511,999	0～ 5,987,999	0～ 6,463,999	0～ 6,899,999

● 事業所得だけの方

(単位 円)

区 分	種別	現に同居又は同居しようとする親族(本人を除く)及び遠隔地扶養者数					
		0人(単身者)	1人(2人家族)	2人(3人家族)	3人(4人家族)	4人(5人家族)	5人(6人家族)
年間 総所得 金額	一般	0～ 1,896,011	0～ 2,276,011	0～ 2,656,011	0～ 3,036,011	0～ 3,416,011	0～ 3,796,011
	高齢者・ 障害者等 の世帯	0～ 2,568,011	0～ 2,948,011	0～ 3,328,011	0～ 3,708,011	0～ 4,088,011	0～ 4,468,011
	子育て 世帯		0～ 3,488,011	0～ 3,868,011	0～ 4,248,011	0～ 4,628,011	0～ 5,008,011

● 公的年金等所得だけの方

(単位 円)

区 分	種別	現に同居又は同居しようとする親族(本人を除く)及び遠隔地扶養者数					
		0人(単身者)	1人(2人家族)	2人(3人家族)	3人(4人家族)	4人(5人家族)	5人(6人家族)
年間 総収入 金額	一般	0～ 3,028,015	0～ 3,534,682	0～ 4,041,349	0～ 4,495,308	0～ 4,942,367	0～ 5,389,425
	高齢者・ 障害者等 の世帯	0～ 3,924,015	0～ 4,391,778	0～ 4,838,837	0～ 5,285,896	0～ 5,732,955	0～ 6,180,014
	子育て 世帯		0～ 5,027,072	0～ 5,474,131	0～ 5,921,190	0～ 6,368,249	0～ 6,815,308

(4) 入居説明会について

資格審査の結果、入居が決定された方には入居説明会の開催案内を送付します。入居説明会の開催日時及び場所は、開催案内に記載します。

説明会前(鍵のお渡し前)は入居予定場所に勝手に物を置いたり、近隣の方に確認や相談をしたりしないようにしてください。

- ・市営住宅に入居するにあたって、大切なこと・守ってもらいたいことなどを説明します。
- ・入居される市営住宅に町内会長(管理人)がいる場合には、入居者様の氏名、入居人数を、その方にお知らせします。入居者様には、町内会長(管理人)の氏名、部屋番号をお知らせします。
- ・当日は、岡山市営住宅賃貸借契約書に押印した印鑑を持参してください。
- ・鍵は説明会終了後、お渡しします。
- ・必ず本人又は入居する家族(未成年者不可)の方が出席していただく必要があります。欠席の場合は鍵をお渡しすることができません。

(5) 入居後の注意事項

- (1) 入居可能日から10日以内に入居してください。また、入居した日から14日以内に住民票の写しを提出してください。
- (2) 入居後、転居・出生・死亡等家族に異動があった場合、家賃に影響しますので住民票の異動だけでなく必ず岡山市営住宅管理センターもしくは各区役所市営住宅窓口へ14日以内に届け出をしてください。
- (3) 市営住宅では、犬・猫・鳥などの動物（いわゆるペット類）を飼うこと又は他人のペットを保管することはできません。
- (4) 畳、襖、ガラスなどいわゆる「使いいたみ」をするものは、入居者において修繕又は交換をしてください。
- (5) 翌年度の家賃を決定するため、毎年7月に全入居者を対象に前年の「世帯の収入」についての調査書類である「収入申告書」を発送します。必要事項を記入の上、必ず提出してください。（その際に所得証明書等を添付してください。）
なお、収入申告書が提出されない場合は近傍同種の住宅の家賃（民間住宅並みの家賃）となりますのでご注意ください。
- (6) 家賃の納入通知書は、毎年4月初めに前期分（4月～9月）、10月初めに後期分（10月～翌年3月）を郵送します。必ず毎月末日までにその月分を納付してください。
なお、納付にあたっては口座振替のご利用をおすすめします。
- (7) 入居後3年を経過する人で、政令月収額が15万8千円（高齢者・障害者等の世帯は21万4千円、子育て世帯は25万9千円）を超えるときは収入超過者となります。収入超過者には「収入超過者に課される家賃」がかかるとともに、住宅の明渡努力義務が生じます。
- (8) 入居後5年を経過する人で、直近2年間の政令月収額が連続して31万3千円を超えるときは高額所得者となります。高額所得者には近傍同種の住宅の家賃（民間住宅並みの家賃）がかかるとともに、住宅の明渡義務が生じます。
- (9) 次のいずれかに該当する場合は、住宅の明渡し（若しくは損害賠償又はその両方）を請求します。
 - ア. 不正行為によって入居したとき。
 - イ. 家賃を3カ月以上滞納したとき。
 - ウ. 住宅又は共同施設を故意にき損したとき、又は正常な状態で維持しないとき。
 - エ. 正当な理由なく15日以上住宅に居住しない常況にあるとき。
 - オ. 暴力団員であることが判明したとき。
 - カ. 高額所得者と認定され、明渡請求の期限が到来したとき。
 - キ. 岡山市営住宅条例若しくは同条例に基づく規則の規定又は岡山市営住宅賃貸借契約書に記載されている契約条項に違反したとき。
 - ク. 詐欺等の不正手段により家賃の全部又は一部の徴収を免れたとき。

- (10) 詐欺その他不正の行為により、家賃又は駐車場使用料の全部又は一部の徴収を免れた者には、罰則規定が適用される場合があります。
- (11) 入居後は、団地内の他の入居者や、市営住宅の近隣住民と円満な共同生活を心掛けてください。
- (12) 市営住宅を返還する場合は、5日前までに退去の手続きを行ってください。また住宅に破損個所がある場合は返還日までに修繕しておいてください。
- (13) 入居後、契約者が死亡又は転出した場合は、契約者の入居時から入居している配偶者並びに契約者と1年以上同居している配偶者及び高齢者等以外には契約の承継はできません。なお、承継後の契約は、当初契約の残存期間、もしくは承継後世帯の入居できる期間のいずれか短いほうとなります。

◆ シルバーハウジングとは

シルバーハウジングは、住宅に緊急通報システムの設備と生活援助員（ライフサポートアドバイザー）によるサービスを加えたものです。

緊急通報システム使用のため、入居の際には電話加入権（IP電話不可）が必要です。

※電話加入権は、入居者で契約・負担してください。

※緊急通報システム使用には電話加入権が必須のため、加入権を保持してください。

生活援助員によるサービスには、生活支援や安否確認などがあります。

なお、入居者の方には、生活援助員不在時の緊急時の対応などを行う「近隣協力員」をお願いする場合があります。

家賃のほかに下記の費用が必要です。

ア. 緊急通報システム電話回線利用契約に要する費用

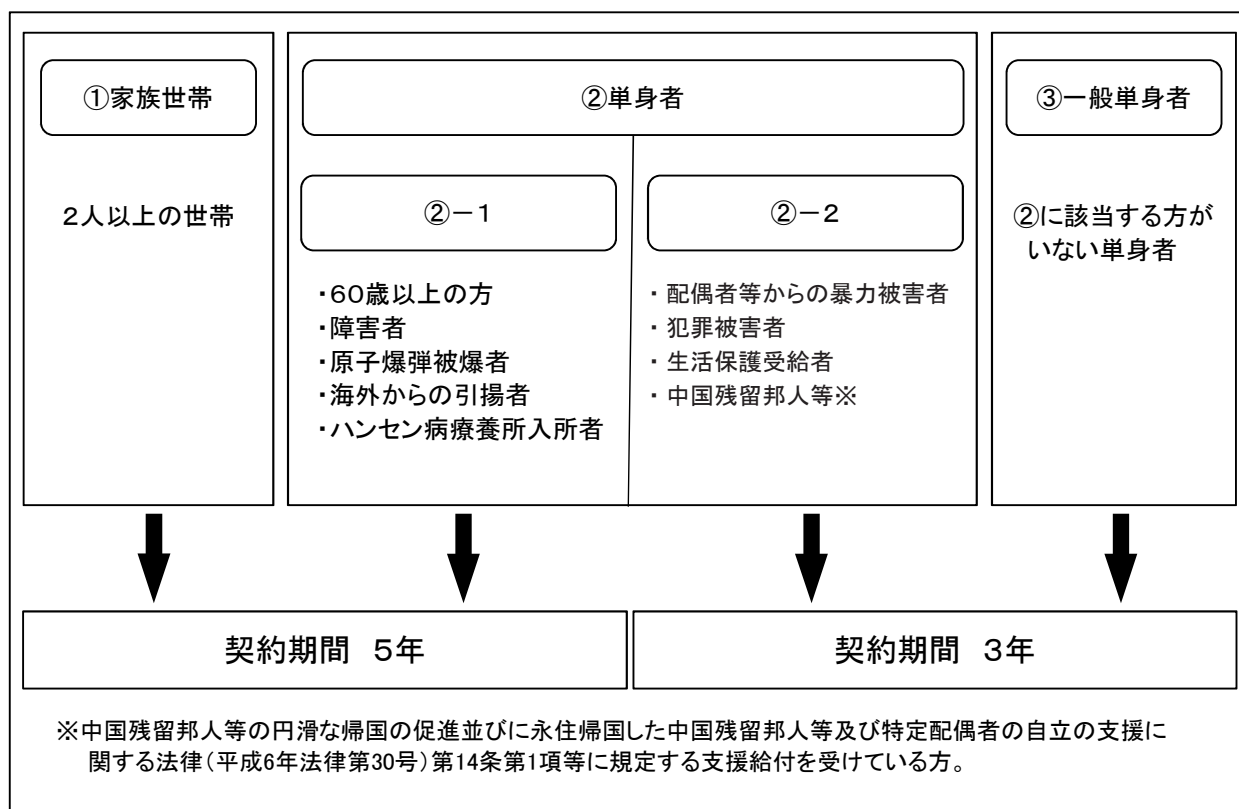
イ. 生活援助員派遣に要する費用

生活援助員（ライフサポートアドバイザー）の派遣に要する費用

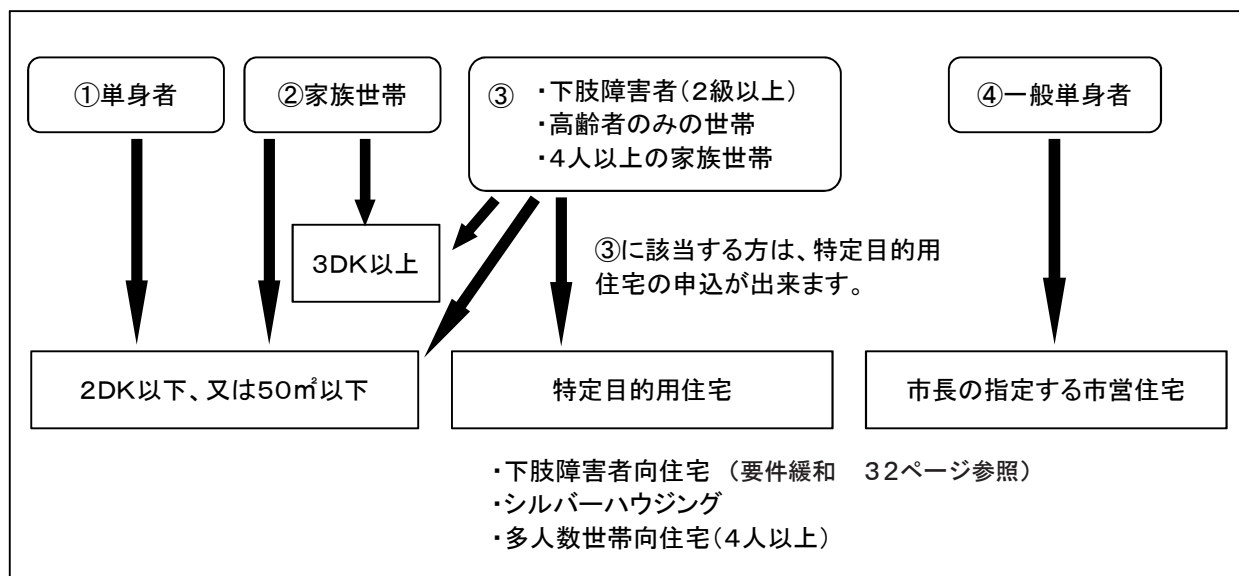
利 用 者 世 帯 の 階 層 区 分	入居者負担額(月額)
生活保護法による被保護世帯	0 円
生計中心者の前年度所得税非課税世帯	0 円
生計中心者の前年度所得税年額9,600円以下の世帯	1,500 円
生計中心者の前年度所得税年額9,601円以上32,400円以下の世帯	2,600 円
生計中心者の前年度所得税年額32,401円以上42,000円以下の世帯	3,800 円
生計中心者の前年度所得税年額42,001円以上の世帯	4,900 円

* 負担金は改定される場合があります。

世帯員構成と契約期間について



世帯員構成と入居できる市営住宅について



※要件緩和の対象になっている住宅は除く。

4. 市営住宅入居申込書等

市営住宅入居申込書（記入例）

市営住宅入居申込書

岡 山 市 長 様

申込者氏名 **岡山 太郎**

私及び各世帯員は岡山市営住宅に入居したいので、暴力団員ではないことを誓約し、次のとおり申込をします。なお、この申込書の記載内容が事実と相違するときは、申込を無効とされても異議はありません。

※2次募集は、申込された時点で、1次募集の繰上当選資格を失います。

また、入居者資格の審査に必要がある場合には、私及び各世帯員の資格について、岡山市において調査確認することを承諾します。

申込者	〒(7XX-XXXX) 電話番号 (086) XXXX-XXXX 携帯番号 (090) XXXX-XXXX 岡山市●区●●町●●丁目●●号●●アパート●号室					
入居しようとする人	フリガナ 氏 名	続 柄	生 年 月 日	勤務先・職業		
	オカヤマ タロウ 岡山 太郎	申込者	昭和45年1月25日	●●商事株式会社 TEL 086-XXX-XXXX		
	オカヤマ ハナコ 岡山 花子	妻	昭和50年8月3日	●●スーパー (パート) TEL 086-XXX-XXXX		
	オカヤマ イチロウ 岡山 一郎	長男	平成14年7月28日	学生 TEL		
	オカヤマ サクラ 岡山 桜	長女	平成19年4月15日	学生 TEL		
	オカヤマ カズオ 岡山 一夫	父	昭和23年12月1日	無職 TEL		
住居	住宅の種類 借家 親族の家に同居 持家 その他()		部屋数 3	家賃・部屋代 7万円		
住宅に 困窮して いる理由	非住宅 狭小過密 他世帯と同居 立退要求(年 月期限) 不完全施設 高家賃 親族と別居 その他() 老朽危険 世帯分離 遠距離通勤					
区 分	団地名	番館(号棟)	号	間取	階別	種 別
●●	●●● 住宅	●●	●●	●●K	●●F	一般 下肢 シルバー 多人数

※ 裏面のアンケートにご協力ください。
下の欄は記入しないでください。

① 申込年月日を記入してください。(西暦でも可)

② 申込者(契約者)氏名を記入してください。

③ **現在お住まいの住所を記入してください。**
住民票の住所と現在お住まいの住所が異なる場合は、事前に電話にてご相談ください。**電話は日中連絡が取れる番号を記入してください。**

④ **フリガナを忘れずに記入してください。**

⑤ 岡山市パートナーシップ宣誓制度に基づくパートナーシップ宣誓書受領証等の交付を受けた方は、続柄欄に**パートナー**と記入してください。

⑥ 生年月日を記入してください。(西暦でも可)

⑦ 勤務先はできるだけ詳しく記入いただき、**現住所が岡山市外で勤務先が岡山市内の申込者は勤務先の住所を申込書の余白部分に明記してください。**

⑧ 入居しようとする人のうち、申込者本人と現住所が異なる人がいれば、申込書の余白部分に明記してください。

⑨ 現在の「住居」について、住宅の種類を1つ選択、部屋数、家賃・部屋代を記入してください。

⑩ 住宅困窮理由を選択してください。(複数選択可)

⑪ 今回申込された内容を本書の「募集团地一覧」から「区分」「団地名」「番館(号棟)」「号」「間取」「階別」ごとに書き写してください。

⑫ 「種別」は同一覧表の「管轄区」の上にある該当の種別を選択してください。

- ・「シルバーハウジング」(シルバー)
- ・「下肢障害者向住宅」(下肢)
- ・「一般住宅」(一般) など

セルフチェックシート（記入例）

セルフチェックシート

【注意事項】

◎必要な事項が未記入(記入間違いがある)の申込書は、受付できない場合があります。申込書及びセルフチェックシートに記入もれ等がないようにご注意ください。
◎消せるボールペンは使用しないでください。
◎一旦申込された住宅（区分）を変更される場合は予めご連絡いただき、認印、身分証明書（運転免許証・保険証など）をお持ちの上、岡山市営住宅管理センターまでお越しください。（変更は、受付期間内のみ受け付けます）※受付時間 午前9時～午後5時
◎優遇措置の対象世帯の方は、このセルフチェックシートを必ず提出してください。提出がない場合は、優遇措置の対象外になる場合があります。

セルフチェックシート	申込者氏名
☒ 本書をよく読み、申込資格や申込にあたっての注意事項を確認した ※（本書 25～32ページ「2. 申込について」）	}
☒ 市営住宅入居申込書に記入された内容が事実と異なる場合は、当選後でも失格となる事に異議はない ※（本書 47ページ「市営住宅入居申込書」）	

該当の世帯のみ（シルバーハウジング、下肢障害者向住宅、二次募集を除く）	
☐ 当選率の優遇措置の対象世帯である ※（本書 32ページ「優遇措置」）	}
（対象に ☒) ※複数該当される場合は、該当するすべてに ☒ を入れてください	
☐ 老人 ☐ 障害者 ☐ ひとり親 ☐ DV被害者 ☐ 犯罪被害者 ☐ 子育て	
☐ 当選率の優遇措置の対象世帯でなかった場合は失格となることを承知した ※（本書 31～32ページ）	

① 申込者（契約者）氏名を記入してください。

② 本書をご覧ください、各項目にチェック☒を入れて、「市営住宅入居申込書」と一緒に提出してください。

③ 本書をご覧ください、該当の世帯のみ（シルバーハウジング、下肢障害者向住宅、二次募集を除く）各項目にチェック☒を入れてください。

④ 本書32ページ「優遇措置」をご覧ください、ご自身の世帯が該当する項目全てにチェック☒を入れてください。

市営住宅入居申込書

年 月 日

岡 山 市 長 様

申込者氏名

私及び各世帯員は岡山市営住宅に入居したいので、暴力団員ではないことを誓約し、次のとおり申込をします。なお、この申込書の記載内容が事実と相違するときは、申込を無効とされても異議はありません。

※2次募集は、申込された時点で、1次募集の繰上当選資格を失います。

また、入居者資格の審査に必要な場合には、私及び各世帯員の資格について、岡山市において調査確認することを承諾します。

申込者	現住所	〒 ()		電話番号 ()	—
				携帯番号 ()	—
入居しようとする人	フリガナ 氏 名	続 柄	生 年 月 日	勤 務 先 ・ 職 業	
		申込者		TEL	
				TEL	
				TEL	
				TEL	
				TEL	
				TEL	
住居	住 宅 の 種 類			部屋数	家賃・部屋代
	借 家	親族の家に同居			
	持 家	その他 ()			
住 宅 に 困窮して いる理由	非 住 宅 不完全施設 老 朽 危 険	狭小過密 高 家 賃 世帯分離	他世帯と同居 親 族 と 別 居 遠 距 離 通 勤	立退要求 (年 月期限) そ の 他 ()	

区 分	団地名	番館(号棟)	号	間取	階別	種 別
	住宅					一般 下肢 シルバー 多人数

※ 裏面のアンケートにご協力ください。

下の欄は記入しないでください。

受 付	収入基準額	受付番号	該当要件	抽 選 番 号	抽 選 結 果
			老人 障害者 ひとり親 DV被害者 犯罪被害者 子育て		

以下はアンケートです。該当する番号に○印、または()内に記入してください。

入居の決定には関係ありません。

1. 市営住宅への申込は、今回が何回目ですか。
() 回目
2. 今回の申込に当たって、他の住宅や施設を探しましたか。問い合わせたり、探したりしたもの全てに○をつけてください。
(1) 民間の賃貸住宅 (2) 他の市町村営住宅 (3) 県営住宅 (4) 雇用促進住宅
(5) ケアハウスなどの高齢者施設 (6) その他()
(7) ほかは探していない
3. 世帯の主たる収入は何ですか。該当するもの全てに○をつけて下さい。
(1) 給与 (2) 年金 (3) 自営 (4) 生活保護
(5) 親族の援助 (6) 預貯金 (7) その他()
4. 支払い可能な家賃はいくらまでですか。
(1) 10,000円以内 (2) 20,000円以内 (3) 30,000円以内
(4) 40,000円以内 (5) 50,000円以内 (6) 50,000円超
5. 市営住宅に入居された場合、いつまで入居を予定していますか。1つお選びください。
(1) 家族又は本人が学校を卒業するまで (2) 短期間でよいので、とにかく当面の住居が必要
(3) 自分の住居が購入できるまで (4) 新たな住居が決まるまで
(5) 新たな職に就くまで (6) 高齢者施設に入所するまで
(7) 一生涯 (8) その他()
6. 住宅に困窮している程度を1つお選びください。
(1) 希望する物件でなくてもよいので、直ちに市営住宅に入居したい
(2) 希望する物件でなくてもよいので、できる限り早く市営住宅に入居したい
(3) 希望する場所が空くまで応募したい
(4) 希望する場所が空くまで応募したいが、状況によっては希望する物件でなくてもよいので市営住宅に入居したい
7. 今回の住宅を選ばれた理由を該当するもの全てに○をつけてください。
(1) 築年数が短いため (2) 交通の便がよい
(3) 通勤、通学、通院の便がよい (4) 倍率が他の市営住宅と比べて低そうであるため
(5) 家賃が安い (6) 別になし
8. 今までに、民間の賃貸住宅への入居をこばまれたことがありますか。
(1) ある (2) ない
理由:ある場合、よろしければ、理由をお聞かせください。
()
9. 過去に市営住宅や県営住宅に住まれたことがありますか。
(1) ある (2) ない

ご協力ありがとうございました。

セルフチェックシート

【注意事項】

◎必要な事項が未記入(記入間違いがある)の申込書は、受付できない場合があります。申込書及びセルフチェックシートに記入もれ等がないようにご注意ください。

◎消せるボールペンは使用しないでください。

◎一旦申込された住宅(区分)を変更される場合は予めご連絡いただき、認印、身分証明書(運転免許証・保険証など)をお持ちの上、岡山市営住宅管理センターまでお越しください。(変更は、受付期間内のみ受付けます) ※受付時間 午前9時～午後5時

◎優遇措置の対象世帯の方は、このセルフチェックシートを必ず提出してください。
提出がない場合は、優遇措置の対象外になる場合があります。

セルフチェックシート

申込者氏名.....

☐ 本書をよく読み、申込資格や申込にあたっての注意事項を確認した

※(本書 25～32ページ「2.申込について」)

☐ 市営住宅入居申込書に記入された内容が事実と異なる場合は、当選後でも失格となる事に異議はない ※(本書 47ページ「市営住宅入居申込書」)

該当の世帯のみ(シルバーハウジング、下肢障害者向住宅、二次募集を除く)

☐ 当選率の優遇措置の対象世帯である ※(本書 32ページ「優遇措置」)

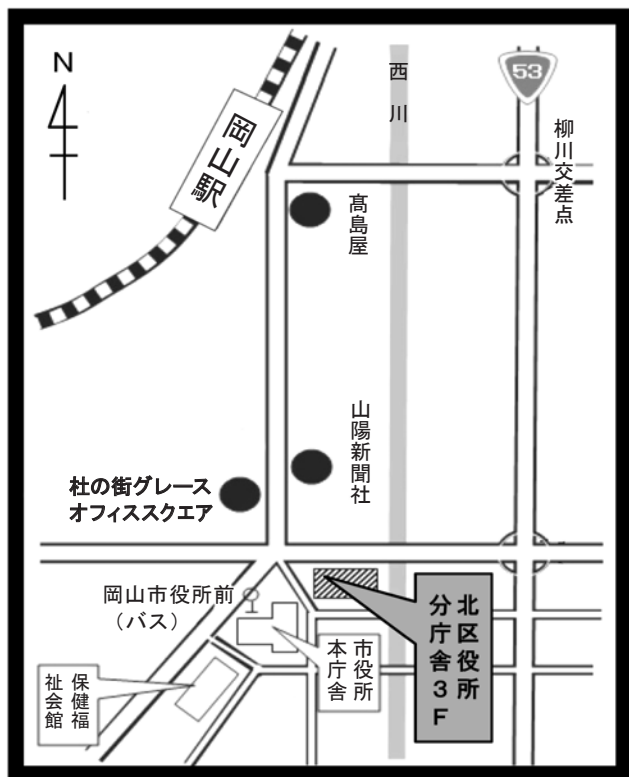
(対象に☑) ※複数該当される場合は、該当するすべてに☑を入れてください

☐ 老人 ☐ 障害者 ☐ ひとり親 ☐ DV被害者 ☐ 犯罪被害者 ☐ 子育て

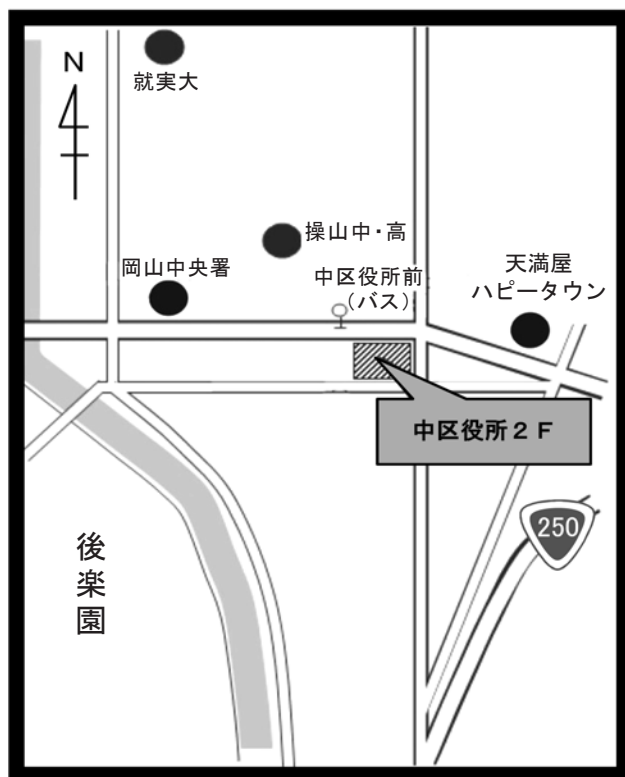
☐ 当選率の優遇措置の対象世帯でなかった場合は失格となることを承諾した
※(本書 31～32ページ)

各区役所 市営住宅窓口の位置図

北区役所分庁舎3階 市営住宅 窓口
岡山市北区大供一丁目2番3号
TEL:086-206-5201



中区役所2階 市営住宅 窓口
岡山市中区浜三丁目7番15号
TEL:086-206-5301



東区役所3階 市営住宅 窓口
岡山市東区西大寺南一丁目2番4号
TEL:086-206-5401



南区役所1階 市営住宅 窓口
岡山市南区浦安南町495番地5
TEL:086-362-7031



岡山市営住宅管理センターの位置図

岡山市北区柳町二丁目6番25号 朝日生命岡山柳町ビル2階
TEL:086-206-5560 FAX:086-226-8123

